

文化を活かしたまちづくり

令和6年12月9日

国土交通省 都市局まちづくり推進課
木村 よし子

はじめに

○観光立国推進基本計画(令和5年3月31日閣議決定)

第3 観光立国の実現に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

力 歴史的風土に関する観光資源の保護、育成及び開発

・歴史的風致維持向上計画の策定を推進し、文化財を核とした良好な市街地の環境の維持・向上を図る。

○社会資本整備重点計画(第5次)(令和3年5月28日閣議決定)

・重点施策の方向性

良好な景観の形成や歴史・文化・風土を活かしたまちづくりを推進する。

○文化芸術推進基本計画(令和5年3月24日閣議決定)

施策群⑫ 地域における文化芸術振興拠点の整備・充実

・文化財保存活用地域計画の作成とそれに基づく事業の実施の促進や、後世に継承すべき近現代建築の保存・活用に関する取組を通じ、地域の文化資源を活用したまちづくりを推進し、地方創生を図る。

施策群⑬ 文化観光の推進による好循環の創出

・地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーとして認定された日本遺産について、魅力向上や発信強化を行う。

・地域の歴史・文化・自然環境等の特性を生かしたまちづくりの推進、広域周遊観光の促進等、特別な体験コンテンツ・イベント創出等も含め、地域振興や観光振興等を通じた地方創生や地域経済の活性化等を進める。

G7イタリア都市大臣会合（2024.11.4～8）成果文書（位置づけ・テーマ）

本コミュニケの位置づけ

- G7首脳会合コミュニケ（2024年6月締結）において、「持続可能な開発の推進力として、世界の都市の変革の力を強調する」と言及されていることを踏まえ、
- G7都市担当大臣間で、香川高松都市大臣会合等の趣旨を引き継ぎ、「持続可能な都市に関する協力を継続し、空間的不平等を削減し、環境と気候を保護し、都市部におけるスマートで革新的な経済を促進するための具体的な行動について議論する」ことを目的として策定。
- 具体的には、①ネットゼロ・レジリエント・ネイチャーポジティブな都市、②インクルーシブな都市、アフォーダブルな住宅、歴史・文化、③イノベーション創出とデジタル化の実現へ向け、優れた都市政策について共同理解を深め、都市の潜在力を最大限に引き出すための共同行動を決定。

持続可能な都市開発の優先課題（実現に不可欠な総合的な政策と行動）

※ 網掛け部分は昨年開催された香川・高松の成果文書から追加された内容

① ネットゼロ・レジリエント・ネイチャーポジティブな都市

- ・適応策と緩和策の両方を通じた持続可能な気候変動対策
- ・持続可能な管理と希少資源の使用削減、汚染要因の削減・除去
- ・健康的で住みやすい都市環境の構築や自然と生物多様性の保護
- ・エネルギー効率を高め、再生可能エネルギーの導入加速、エネルギー再利用・リサイクル、ライフサイクルに配慮した木材など低炭素材料の使用とエネルギーの回収を通じた地域レベルでの循環型組織（循環型都市）の形成による温室効果ガス排出量の削減

② インクルーシブな都市、アフォーダブルな住宅、歴史・文化

- ・文化財・文化遺産における文化の関連性を高めた有形・無形の文化価値の創造・保存
- ・社会的弱者・高齢者等に対するサービス提供による社会的インクルージョン、住まいがなくなる危険性のある人などすべての人への住宅アフォーダビリティ・アクセシビリティ
- ・適した仕事・スキルを活かし、社会的・知的交流の拠点である「高生産性都市」の強化
- ・民主的で積極的な市民参加を促進する、分権化、市民・サードセクター・市行政が関与した開かれた多層的なガバナンス

③ イノベーション創出とデジタル化

- ・公共政策決定への参加促進のために情報等へのアクセスを改善（電子政府）
- ・デジタル技術を都市問題の分析や都市計画に利用し、データプラットフォーム、デジタルツインを採用した都市計画と管理におけるスマートシティの取組
- ・先進的な機関や企業がスタートアップや教育機関と集結する都市のエコシステム
- ・公共インフラの提供に民間セクターを関与させて公共調達の可能性と革新的な投資モデルを強化する代替金融

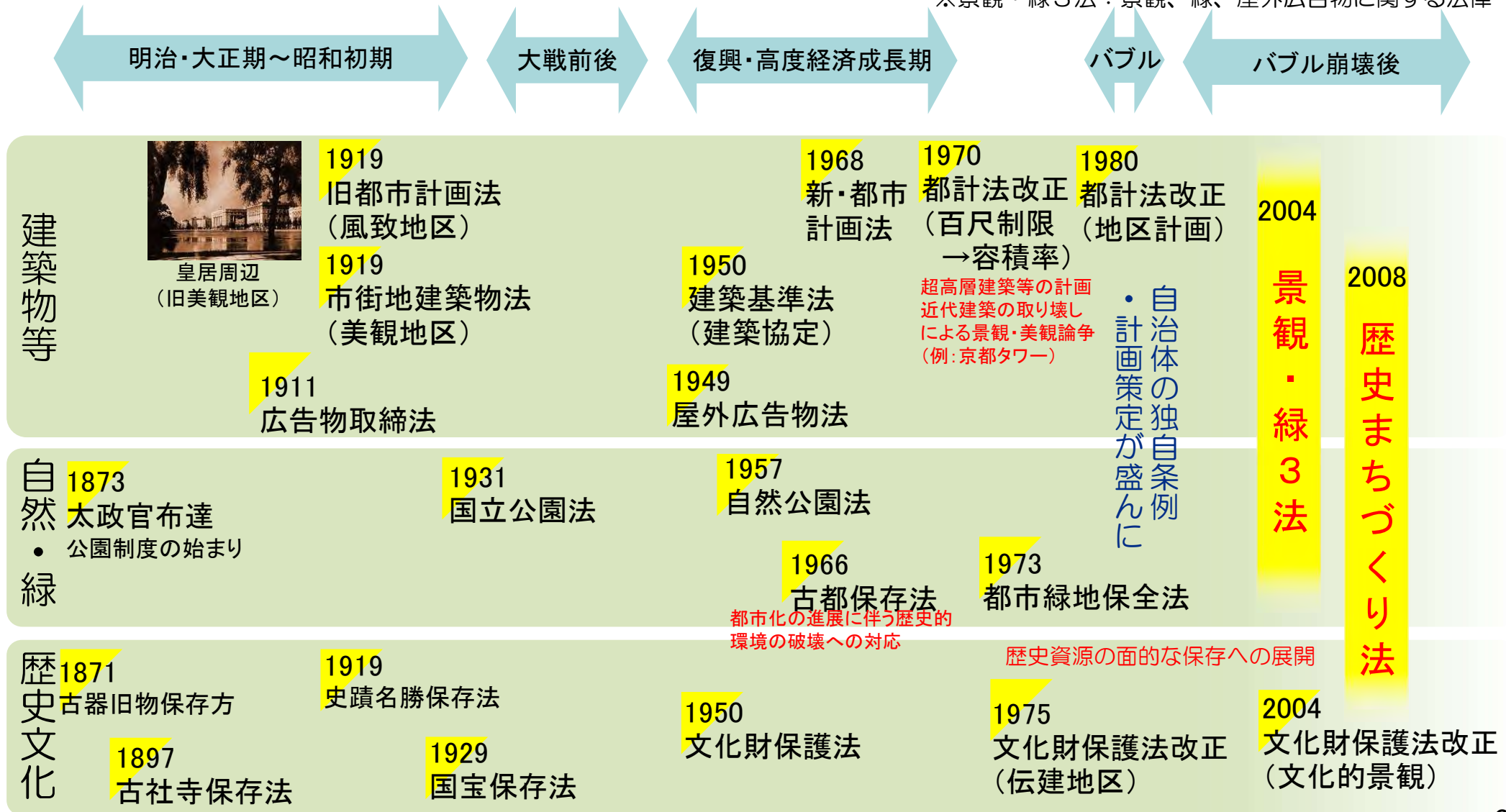
1.文化・歴史を活かしたまちづくり (主な法制度等)

文化・歴史を活かしたまちづくり関連の法制度の流れ

景観法及び歴史まちづくり法制定に至るまでの歴史をさかのぼると、建築物や広告物についての流れに加え、「自然・緑」、「歴史文化」の分野において個別の法整備が進められてきた。

戦後復興・高度経済成長期の社会要請のなかで進められた法整備が一段落し、自治体での独自条例や計画策定が盛んになる期間を経て「景観・緑3法」や歴史まちづくり法が制定された。

※景観・緑3法：景観、緑、屋外広告物に関する法律



■ 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(古都保存法)(1966年制定)

(古都:京都市、奈良市、鎌倉市、天理市、橿原市、桜井市、斑鳩町、明日香村、逗子市、大津市の10都市)

- ・この法律は、わが国固有の文化的資産として国民がひとしくその恵沢を享受し、後代の国民に継承されるべき古都における歴史的風土を保存するために国等において講ずべき特別の措置を定め、もって国土愛の高揚に資するとともに、ひろく文化の向上発展に寄与することを目的とする。(法第1条)

古都保存法の体系

歴史的風土保存区域の指定(国土交通大臣)※関係省庁協議が必要

【2017年3月31日現在:32地区、22,487ha】

- ・建築物の建築、宅地の造成等について**届出・勧告制**による規制

歴史的風土保存計画の決定(国土交通大臣)※関係省庁協議が必要

- ・歴史的風土保存区域について、行為の規制その他歴史的風土の維持保存に関する事項等を記載

保存区域のうち枢要部分について

歴史的風土特別保存地区の都市計画決定(府県・政令市)

【平成29年3月31日現在:60地区、8,832ha】

- ・建築物の建築、宅地の造成等について**許可制**による規制
- ・規制に対する損失補償として土地を買入れる仕組みを導入

古都保存事業(社会資本整備総合交付金) 税制措置

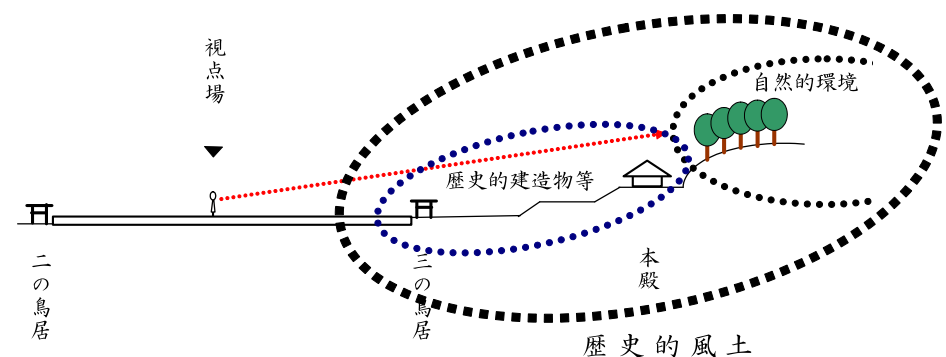
- ・土地の買入れ(国費率**7/10**)
- ・損失補償(国費率**7/10**)
- ・施設の整備(国費率**1/2**)
- ・景観阻害物件の除却(国費率**1/2**)
- ・土地の買入れに際し、譲渡所得2,000万円控除
- ・行為制限の内容を踏まえて相続税を評価減(林地の場合更に3割評価減)



鎌倉市及び逗子市歴史的風土保存区域



鶴岡八幡宮



歴史的風土の概念図
(歴史的風土審議会資料(1997年12月)より作図)

○地域の歴史や文化を伝える集落や町並みを保存するため、昭和50年に「伝統的建造物群保存地区」の制度が創設。

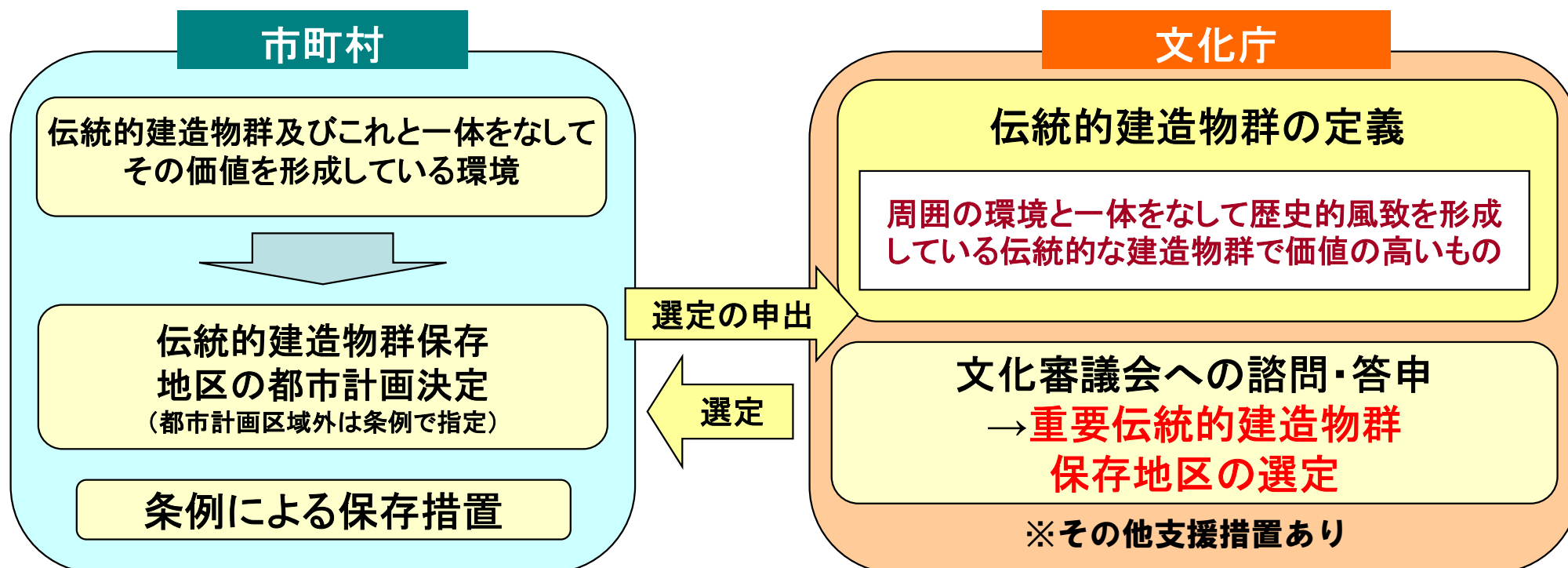
⇒歴史的なまちなみ全体が保全されるように

「**伝統的建造物群**」・・・周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの。

「**伝統的建造物群保存地区**」・・・伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するため、市町村が定める地区のこと。さらに、我が国にとってその価値が特に高いものを、「**重要伝統的建造物群保存地区**」として選定することができる。
(令和5年12月15日現在、105市町村で127地区を選定)



【恵那市岩村町本通り】



基本理念

良好な景観は、「国民共通の資産」、「地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成」、「地域の固有の特性と密接に関連」、「地域の活性化に資する」ものである。

※良好な景観の形成は、「現にある良好な景観を保全することのみならず、新たに良好な景観を創出することを含む」。

都道府県

全て

指定都市

全て

中核市

全て

その他の市町村

都道府県知事と協議した場合

市町村

景観行政団体（景観法に基づく大部分の事務の実施主体）

景観計画（届出・勧告等を行う制度）

1. 建築物等の建築等について、行為の制限を定める

① 形態意匠の制限（形態、色彩、材質など）

＜制限規定のイメージ＞

屋根はいぶし瓦葺き又はヨシ葺きを原則とし、4～5寸勾配を設け、適度な軒の出を有すること

真壁づくり又はそれに準ずる和風建築様式を継承した意匠とすること

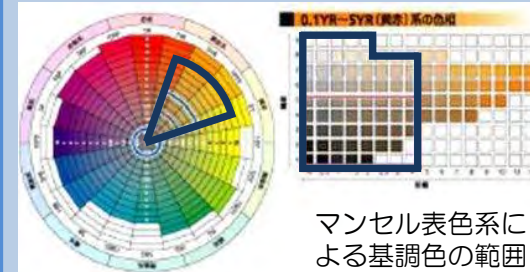
原則2階は後退させ、瓦葺きの軒庇とすること



景観地区（都市計画制度）

1. 建築物等についての制限を定める

外壁の色彩は暖色系の色相（下図参照）又は無彩色を基調とし、周辺との調和に配慮すること



マンセル表色系による基調色の範囲

② 高さ、壁面位置など

届出制度により誘導

（制限に適合しない場合は設計変更等を勧告できる）

2. その他の計画事項を定める

形態意匠は、条例で行為を指定すれば命令も可能

認定制度により実効性確保

建築確認などで実効性確保

※都市計画区域外でも「準景観地区」で準じた規制が可能。

景観重要建造物・樹木

景観上重要となる建築物等を指定し積極的に保全（現状変更に対する許可制）

建造物



樹木



その他、**景観重要公共施設**
景観協定、景観整備機構
などの制度により、総合的に良好な景観形成を推進



○景観法の制定にあわせ、文化財保護法の改正により、「文化的景観」制度が創設。

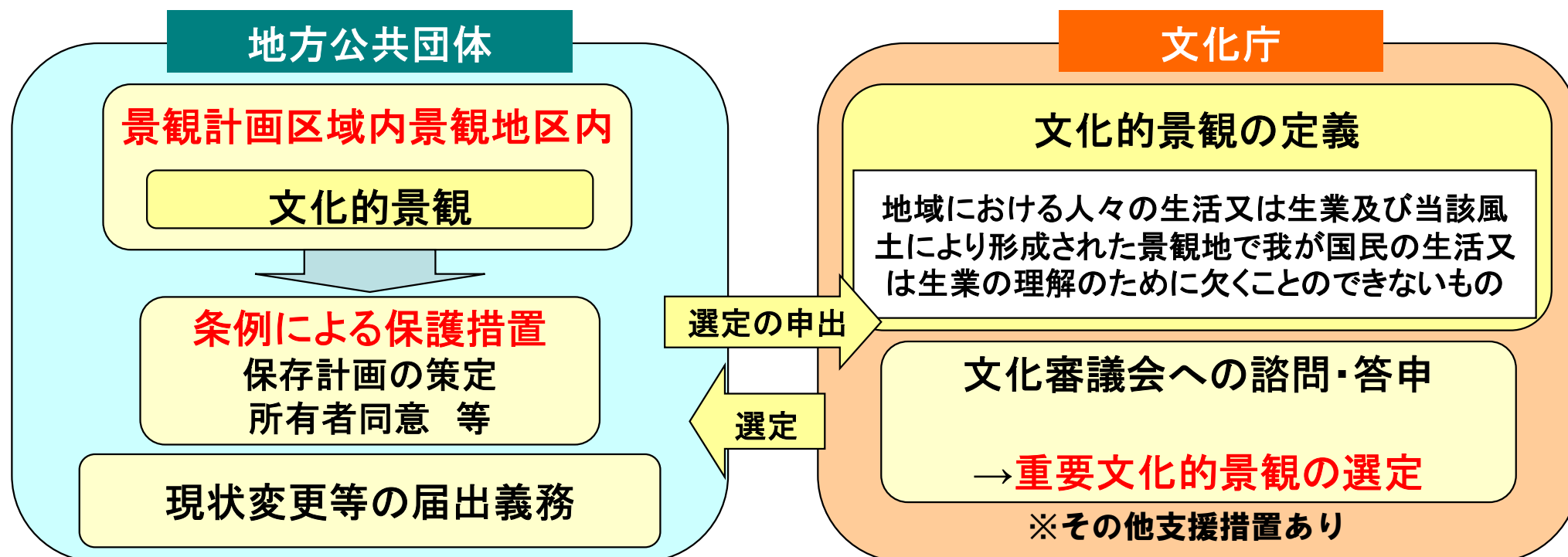
「文化的景観」

- ・地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの
- ・我が国にとって価値が特に高いものを、国が「**重要文化的景観**」として選定し、文化財の一つとして保全。

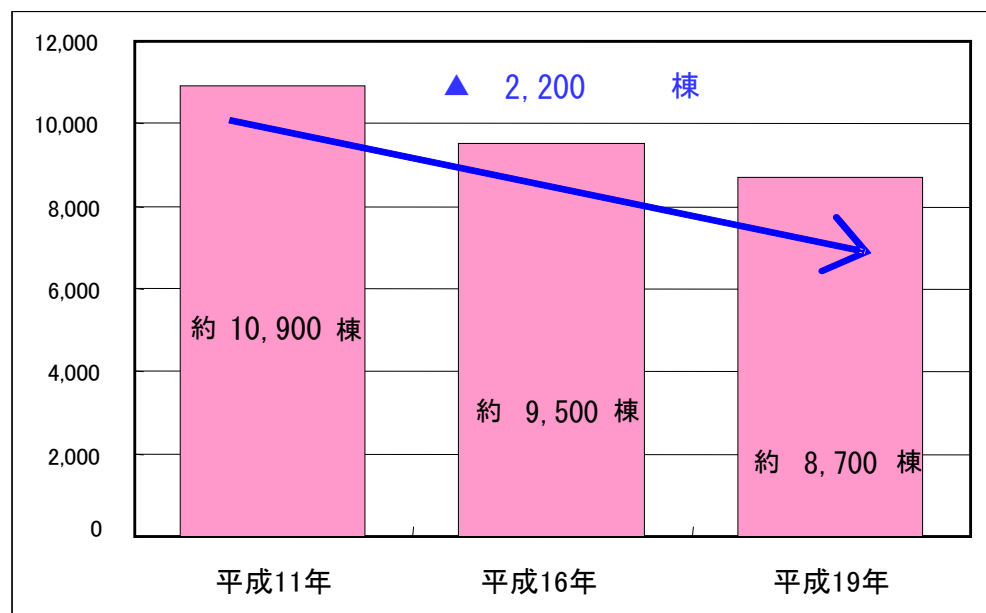
(令和6年3月31日時点で、全国で72件の重要文化的景観が選定)



【千曲市姨捨の棚田】



- 歴史的なまちなみを保全する従前の法制度(古都保存法や文化財保護法、都市計画法(風致地区等)や景観法)は、文化財の保護や土地利用規制などに主眼が置かれており、歴史的な建造物の復原や文化財の周辺環境の整備等には必ずしも十分に対応できていなかった。
- 一方で、宅地開発や緑地の売却、歴史的に価値の高い資産に係る維持管理や相続の発生による多額な負担等が原因となって、文化財以外の歴史的建造物が失われて、空地になったり、周囲と不釣り合いな建造物が建築されるなど、歴史的な風情・情緒・たたずまいを損なう事例が多く発生。



金沢市のまちなかにおける歴史的建造物の減少

8年間に、約2,200棟(全体の約20%)の歴史的な建造物が失われている。※出典:金沢市資産税課(H19)

一部では、歴史的なまちなみ保全を総合的に進める独自の取組を自主的に実施する先進的な自治体も存在したが、国としての支援制度や支援措置は十分ではなかった。



(例) まちなみの連続性が損なわれている様子

国土交通省、文化庁の審議会での方向性が一致

まちづくり行政(国土交通省・農林水産省)

社会資本整備審議会で「古都保存
行政の理念の全国展開」を提言



文化財行政(文化庁)

文化審議会で「文化財と周辺環境
を一体として捉え、保存・活用する
こと」を提言

社会資本整備審議会答申 今後の古都保存のあり方はいかにあるべきか(平成20年2月)

古都※に限らず、優れた歴史的な風土を今に伝える歴史都市は多数存在する

※京都市、奈良市、鎌倉市など、政令で指定する10都市

国は、現存する歴史的風致の保存・継承、及び消失するおそれのある歴史的風致の再生を図るまちづくりを積極的に推進するため、新たな支援措置または既存制度の特例措置を講ずる制度の枠組みを構築するべきである。

文化審議会文化財分科会企画調査会報告書(平成19年10月)

地域の文化財を周辺環境も含めて総合的に把握し、保存・活用する地方公共団体が中心となった取組を、国が支援する具体的な仕組みが必要である。

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」(H20.5.23全会一致で成立、同年11.4施行)

【法の目的】

歴史的風致の維持・向上を図るためのまちづくりを推進する地域の取組を国が積極的に支援することにより、個性豊かな地域社会の実現を図り、都市の健全な発展・文化の向上に寄与

【歴史的風致】

地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境

基本方針(国が作成)

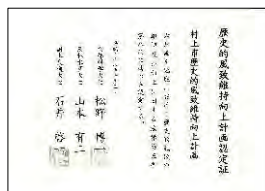
歴史的風致維持向上計画 (市町村が作成)

【重点区域】

核となる文化財(重要文化財、重要伝統的建造物群保存地区等)と、一体となって歴史的風致を形成する周辺市街地により設定

国による認定

(文部科学大臣、
農林水産大臣、
国土交通大臣)



認定歴史的風致維持向上計画

歴史的風致形成建造物(第12条～第21条)

法律上の特例措置(第11条、第22条～第30条)

各事業による重点的な支援

○補助対象拡大・国費率嵩上げ



(例)歴史的建造物の修理・買取



(例)都市公園内の城跡の復原

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（以下、「歴史まちづくり法」と略記）

歴史的なまちなみと一体となって、風情、情緒、たたずまいのある良好な市街地の環境を維持・向上させ、後世に継承していくため、平成20年に制定。

歴史的風致

1. 地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した「人々の活動」＝人々の営み



2. その活動が行われる「歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地」



一体となって形成された良好な市街地の環境

○歴史的風致は、「人々の活動」が特定され、当該活動が行われる場としての「歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地」が必ずあることから、文章や写真で表すのみならず、図面に具体的に落とし込むことが可能であり、また図面に落とすことがまちづくりとの連携上不可欠。

報徳運動にみる歴史的風致

本市での報徳による活動は、倉真に報徳社が創られた江戸時代末期から始まった。

大日本報徳社大講堂で長年続けられている常会によって、報徳運動は市内に広がり、現在のまちづくりにつながっている。至誠・勤勞・分度・推讓の教えが市民に根付き、地域のための活動により、良好な歴史的風致が形成されている。



大日本報徳社建造物群と二宮金次郎像

掛川城下の祭りにみる歴史的風致

掛川祭は、複数の神社の氏子が参加する合同祭りで、中でも龍尾神社、神明宮、刹神社の祭礼は、江戸時代から続いている。3年に一度の大祭のときには、瓦町の「かんからまち」などの三大余興が登場する。

掛川城御殿などの城下町・宿場町の歴史を伝える街並みと屋台、手踊り、獅子舞などが一体となって、良好な歴史的風致を形成している。



掛川城天守閣と瓦町の「かんからまち」

横須賀城下の祭りにみる歴史的風致

横須賀城の城下町だった横須賀街道には、由緒ある神社や風情ある建造物が建ち並んでいる。

横須賀城主がこの地にもたらした江戸の祭り文化は、江戸時代から連綿と継承され、今日の三熊野神社大祭に至る。横須賀街道と祭り好きの「ねりきち」と呼ばれる人々によって、良好な歴史的風致が形成されている。



三熊野神社大祭

掛川茶の生産にみる歴史的風致

本市は、国内屈指の茶産地として知られ、特に東山地区とその周辺では伝統的な茶の生産が伝えられている。

粟ヶ岳にある「茶文字」のシンボルのもと、丘陵地を利用した茶畑と明治期から残る農家住宅がモザイク状に点在している。茶への感謝と、伝統的な農法が脈々と受け継がれ、自然と共存した良好な歴史的風致が形成されている。



新芽の手摘み

事任八幡宮例大祭にみる歴史的風致

日坂・八坂地区には、事任八幡宮のほか旧東海道日坂宿の旅館など、歴史を伝える建造物が建ち並ぶ。

こうした中、江戸時代から事任八幡宮例大祭が行われている。軒花で彩られた風情ある街並みの中、絵巻に残る神輿渡御などの伝統的なしきたりが引き継がれ、この地に良好な歴史的風致を形成している。



神輿渡御

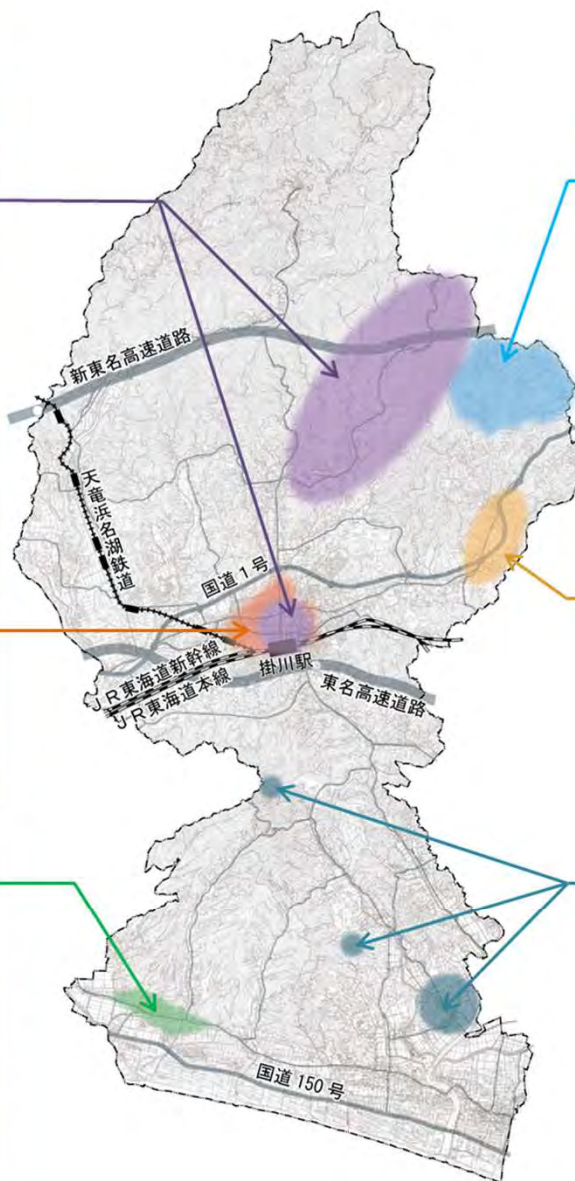
高天神城と周辺集落の祭りにみる歴史的風致

王芳・甲地区には、高天神城跡と6つの砦、城を守護する神社など、歴史的建造物が残り、祭りを通して郷土の歴史と伝統が伝えられている。

春に高天神社例大祭、秋に小笠神社の矢矧祭と八坂神社の祇園祭りが行われ、周辺集落の人々の活動によって良好な歴史的風致が形成されている。



八坂神社の祇園祭り

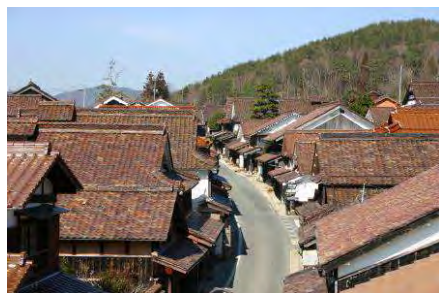


- 市町村が歴史まちづくり計画を作成するに当たり、**重点区域は必ず設定する必要がある。**
- 重点区域とは、歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが必要な区域であり、法律上の要件がある。

重点区域の要件

- 次のいずれかに該当する土地の区域及びその周辺の土地の区域であること。
 - ・文化財保護法の規定により**重要文化財**、**重要有形民俗文化財**又は**史跡名勝天然記念物**として指定された**建造物の用に供される土地**
 - ・文化財保護法の規定により選定された**重要伝統的建造物群保存地区内の土地**
- 当該区域において歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが特に必要であると認められる土地の区域であること。

重点区域の核としての文化財

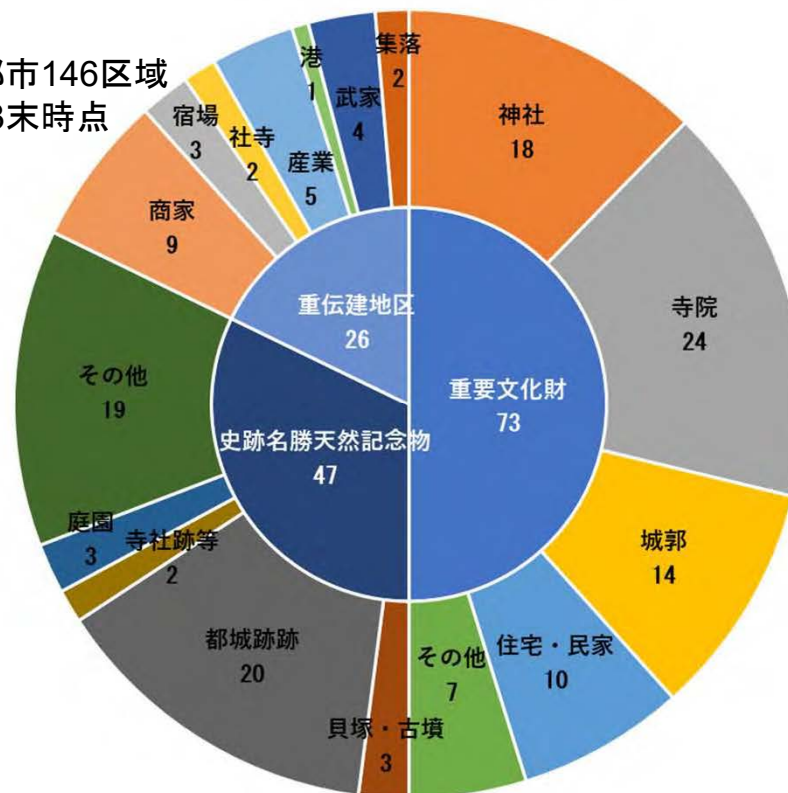


重要伝統的建造物群保存地区
(吹屋:高梁市)



特別史跡(太宰府跡:太宰府市)

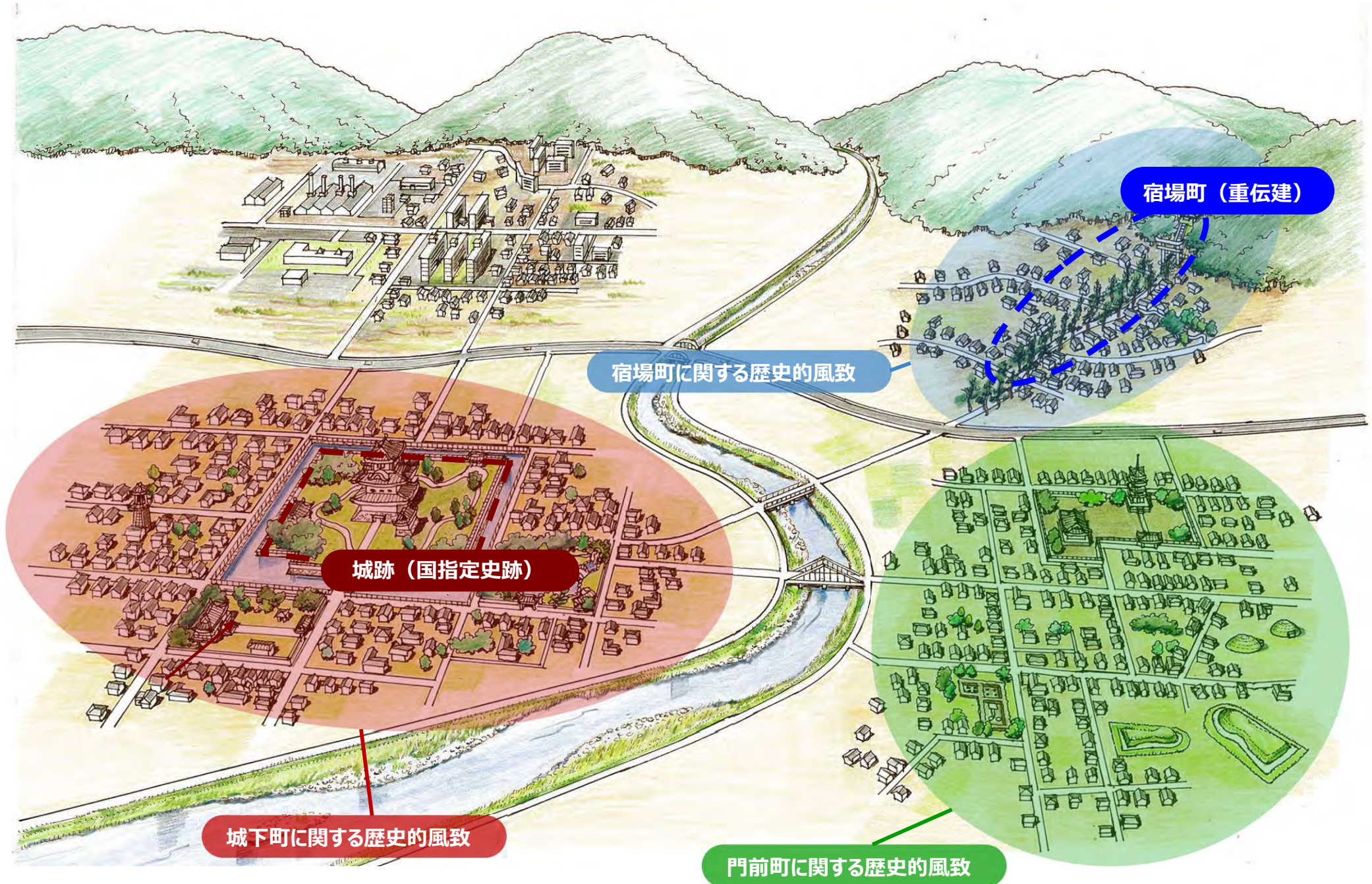
95都市146区域
R6.3末時点



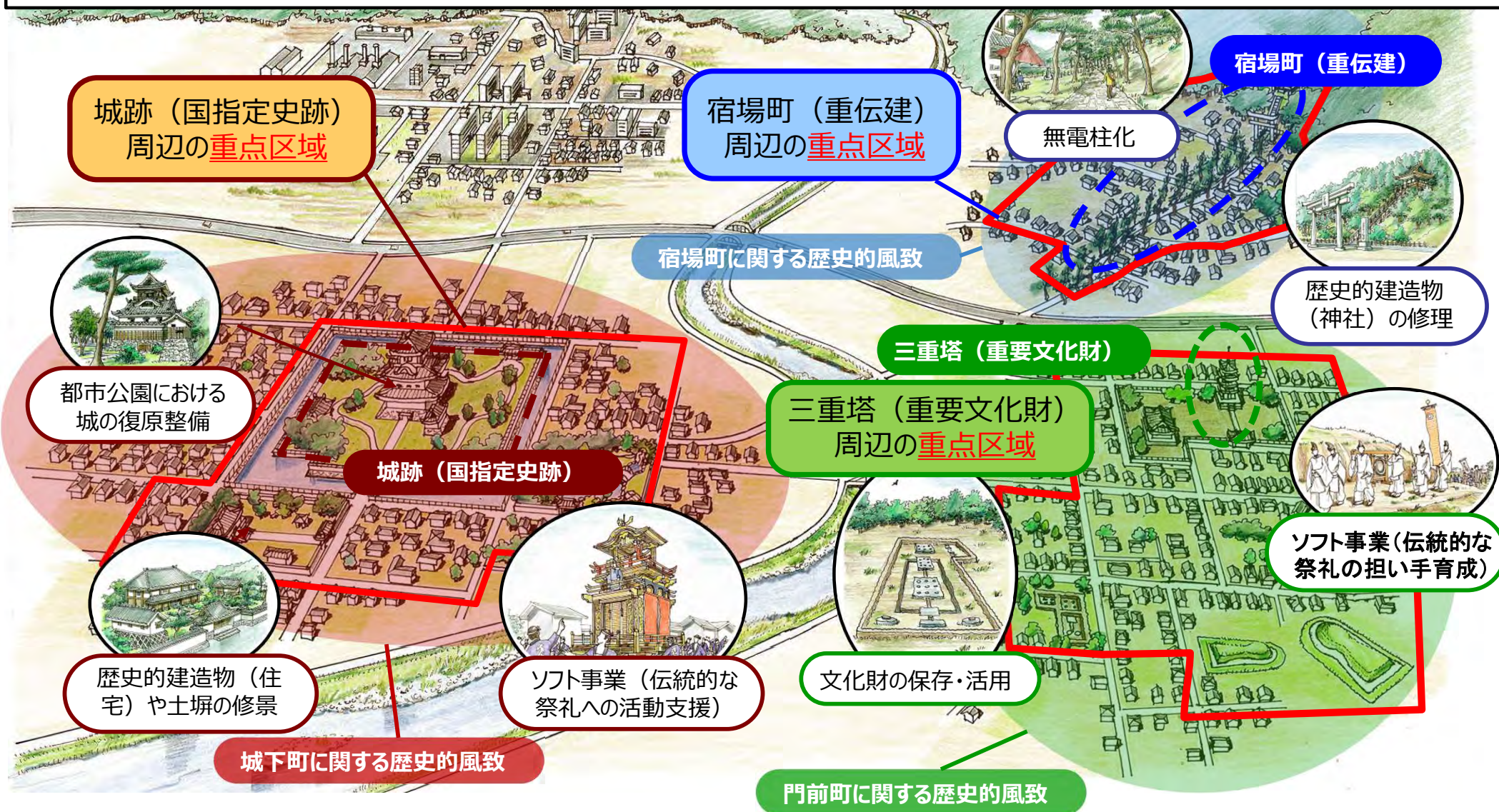
重要文化財
(弘前城:弘前市)



名勝(南湖公園:白河市)



- 歴史・文化を活かしたまちづくりを進めるため、核となる国指定文化財等とそれと一体となって歴史的風致を形成する周辺市街地を重点区域に設定。
- 重点区域を中心に、景観施策とも連携しながら、計画期間(概ね5～10年)中のハード・ソフト両面の取組を位置付け。



歴史的風致維持向上計画の構成(イメージ)

序 章	計画の目的・期間・推進体制		
第1章	自然的環境	社会的環境	文化財
第2章	維持及び向上すべき歴史的風致		
第3章	歴史的風致の課題	上位計画等との関係の整理	歴史的風致の維持及び向上に関する方針
第4章	重点区域の位置及び区域	良好な景観形成に資する施策との連携	
第5章	文化財の保存・活用		
第6章	歴史的風致維持向上施設の整備・管理		
第7章	歴史的風致形成建造物の指定・管理		
↓			
第8章	歴史的風致形成建造物の管理の指針		

○歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事業として、歴史的風致そのものを形成する施設の保存修理事業や、歴史的風致の維持及び向上に資する施設、歴史的風致を阻害する要因を除外する施設を位置づけ、その事業により見込まれる効果を記載する。

水戸市の事例【弘道館公園整備事業、水戸城大手門・二の丸角櫓復元整備事業】

- 弘道館公園は、国指定特別史跡「旧弘道館」の敷地に広がる都市公園で、歴史的風致形成の核となっている。H28策定の『「旧弘道館」保存活用計画』に基づき整備を実施し、良好な環境の形成を図ることで歴史的風致の向上を図る。
- 水戸城の大手門や角櫓を復元することで、明治時代以前の様子を復し、城下にふさわしい歴史まちづくりが可能となる。また展示機能を設け、歴史・文化への興味・関心を高める。



【弘道館周辺整備】



【大手門・二の丸角櫓復元整備】

○歴史的風致維持向上施設の整備・管理に係る事項として、歴史的風致形成建造物等の適切な保存活用に向けた仕組みの検討・整備、伝統行事などの祭事の実施などのソフト事業を記載することができる。

基山町の事例【伝統芸能継承団体支援事業・民族芸能の担い手育成事業】

- 基山の伝統的民族芸能に対し、学識経験者の指導・助言に基づき、道具や衣装修理費を補助。
- 伝統的民族芸能を次世代へつなげるために、次世代を担う子供、若者たちに、多世代交流を促し、芸能の意味や歴史を伝える活動や、演舞の所作を教える育成事業に対して支援を行う。



【獅子組の演舞】



【鼻高面】



【災払】



【鉦風流】

- 市町村は、歴史的風致維持向上計画に記載した指定方針に基づき、歴史的風致の維持向上のために保全を図る必要が認められる建造物を歴史的風致形成建造物として指定できる。
- 歴史的風致形成建造物に指定されると、建造物の所有者に管理義務や増築等に関する届出義務が生じるが、所有者は管理・修理に関して文化庁の技術的指導を求めることができる。

■指定実績（令和6年3月末現在）

960件を指定

町家などの歴史的建築物だけではなく、庭園や水路・石垣等の土木施設にも幅広く活用



佐々木邸(京都市)



大谷忠吉本店(白陽酒造)建造物群(白河市)



金沢城惣構跡 西内惣構跡(金沢市)



津山城宮川門跡石垣(津山市)

■歴史的風致形成建造物制度を活用した取組事例

指定建造物の修理・修景・復元のほか、東日本大震災の被災建造物の復旧にも活用



街なみ環境整備事業を活用した塀の復元整備への助成(京都市)



街なみ環境整備事業を活用した歴史的風致形成建造物の修理への助成(白河市)

○ 地域資源である建造物と各法の関係は以下のとおり。

文化財保護法

国指定重要文化財



厳しい規制と手厚い保護措置

馬場家住宅（長野県松本市）
江戸末期の豪農の住宅。「本棟造」の中でも
代表的であり重要なもの。

国登録有形文化財



緩やかな規制と自主的保護

松商学園高等学校講堂（長野県松本市）
昭和初期における
鉄筋コンクリート造講堂の好例。

地方指定文化財



高橋家住宅（長野県松本市）
江戸前期から中期に建てられ、
現存する武家住宅としては
長野県内で最も古い時期の建物の一つ
とされている。

地方登録文化財



旧デリー（長野県松本市）
明治時代に建築され
市民にも特徴的な建造物として
親しまれている。

出典：文化庁資料等

歴まち法・景観法

※国指定重要文化財「以外」の文化財について、指定可

歴史的風致形成建造物



佐々木邸（京都府京都市）

景観重要建造物



山中油店（京都府京都市）

※国登録有形文化財にも登録

未指定



- 市町村は、歴史的風致の維持向上について専門的知識や実績等を有するNPO法人等を、その申請により、歴史的風致維持向上支援法人として指定することができる。
- 歴史的風致維持向上支援法人に指定されると、歴史的風致維持向上施設の整備及び管理、歴史的風致形成建造物の所有者に対する助言等の援助、歴史的風致維持向上協議会への参画等が可能となり、民間活力を活用した歴史的風致の維持向上を図ることができる。

■指定実績（令和6年3月末現在）

8市町15法人を指定

白河市、栃木市、川越市、和歌山市(2)、萩市、太宰府市(3)、基山町(2)、熊本市(4)

■歴史的風致維持向上支援法人による活動事例（萩市）

特定非営利活動法人萩まちじゅう博物館を指定し（H21.4.1）、萩博物館の館内ガイド、萩ものしり博士・こどもものしり博士検定、歴史的建造物の修理等、様々な取組を推進。



萩博物館での館内ガイド



萩ものしり博士・こどもものしり博士検定



ワンコイントラストで修理が実現した
井上勝邸旧門

○歴史的風致維持向上地区計画制度とは、地域の歴史及び伝統を活かした物品の販売や料理の提供などを行う歴史的風致にふさわしい用途の建築物等について、用途制限の特例によりその立地を可能とするものである。

■実績（令和6年3月末現在）

2地区（白河市、太宰府市）

■歴史的風致維持向上地区計画の都市計画決定

- 土地利用の基本方針を定め、下記項目を設定
 - ①地域の歴史的風致にふさわしい用途、規模
 - ②形態意匠に関する事項
 - ③上記の建築物の建築を認める区域
- 用途地域による制限にかかわらず、①～③を満たす建築物の建築が可能となる。



歴史的風致維持向上地区計画の活用イメージ

事例（福岡県太宰府市）

- 国特別史跡 太宰府政庁跡前面の道路沿いの用途規制を緩和し、住宅及び店舗付き住宅のみ認められていた地区において、喫茶店や飲食店の専用店舗を立地可能とした。



政庁通り



イメージ

- 市町村は、歴史的風致維持向上計画の作成・変更に関する協議、実施に係る連絡調整を行うための協議会を組織できる。
- 協議会は、歴史的風致維持向上施設の整備事業等の実施主体、歴史的風致維持向上支援法人、都道府県、重要文化財建造物の所有者、学識経験者等から組織される。
- 現在、全ての認定都市で協議会が組織され、少なくとも年1回は会議が開催され、計画の進捗状況や効果、今後の対応方針等に関する議論がなされ、計画の実施等に反映されている。

■法定協議会の事例（滋賀県彦根市）

学識経験者

滋賀大学名誉教授(会長)

岐阜女子大学名誉教授(副会長)

関係団体

彦根商工会議所

彦根商店街連盟

公益社団法人彦根観光協会

NPO法人彦根景観フォーラム

NPO法人五環生活

地域自治会

城東学区自治連合会

城西学区連合自治会

佐和山学区自治連絡協議会

行政機関

滋賀県土木交通部

滋賀県教育委員会

滋賀県湖東土木事務所

彦根市

法定協議会のメンバー(H30.2時点)

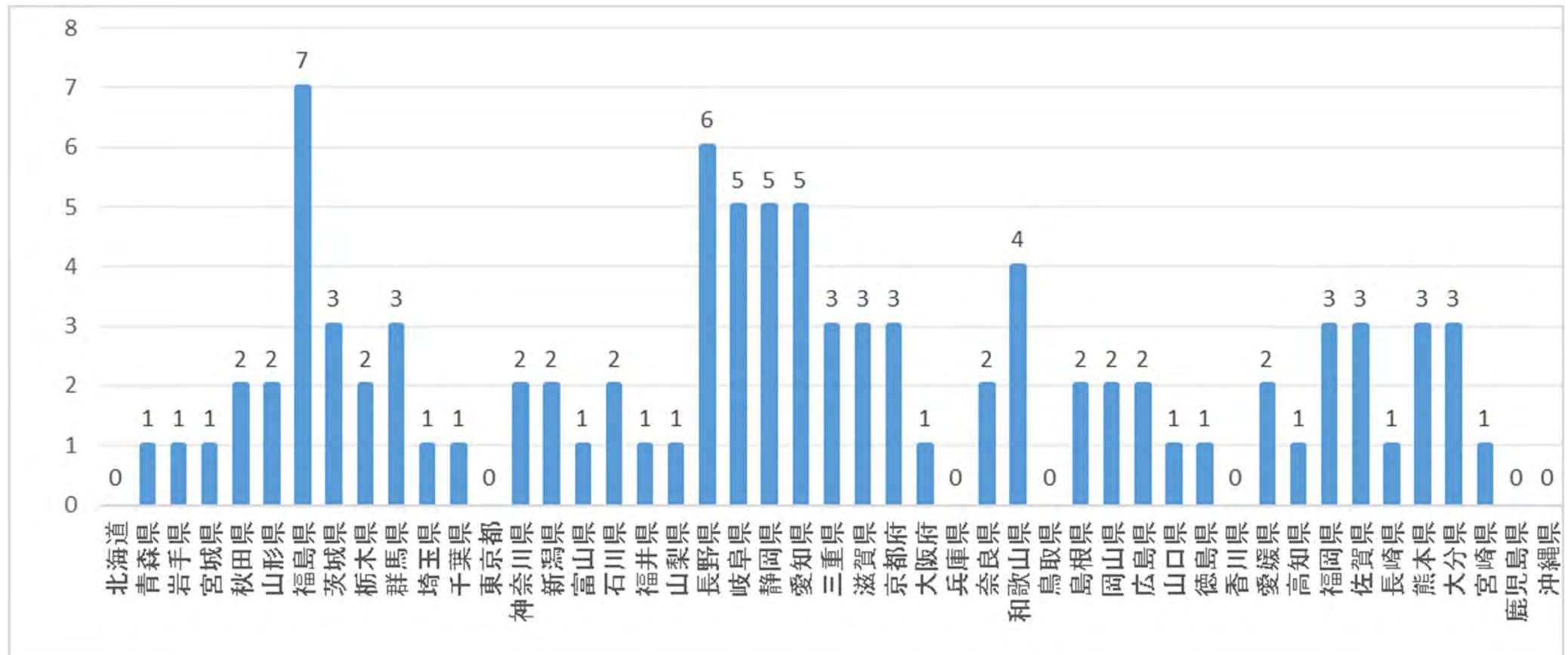
- ・河原町芹町地区は、彦根市で初めて重要伝統的建造物群保存地区に選定されたのだから、積極的に活用する必要がある。
- ・立花船町線船町交差点周辺修景水路整備事業の周辺で確認された遺構について、活用するとなっているが、街路整備のため埋め戻しだけでなく、見える化による活用も考える必要がある。
- ・七曲がりにおける「まちづくり計画策定」について、住民の盛り上がりは、まだ小さいが、これから進めていくに際しては、市とのかわりを求める。
- ・七曲がりや芹橋二丁目自治会のように範囲の広いところで、住民の意見を集約するには相当時間を要するものである。例えば、自治会内の一部を整備してモデル地区を作り、それを住民に見てもらい、気運を盛り上げていくのが実現に向けた最も確実な方法である。

法定協議会(H29.2.2)における主な意見

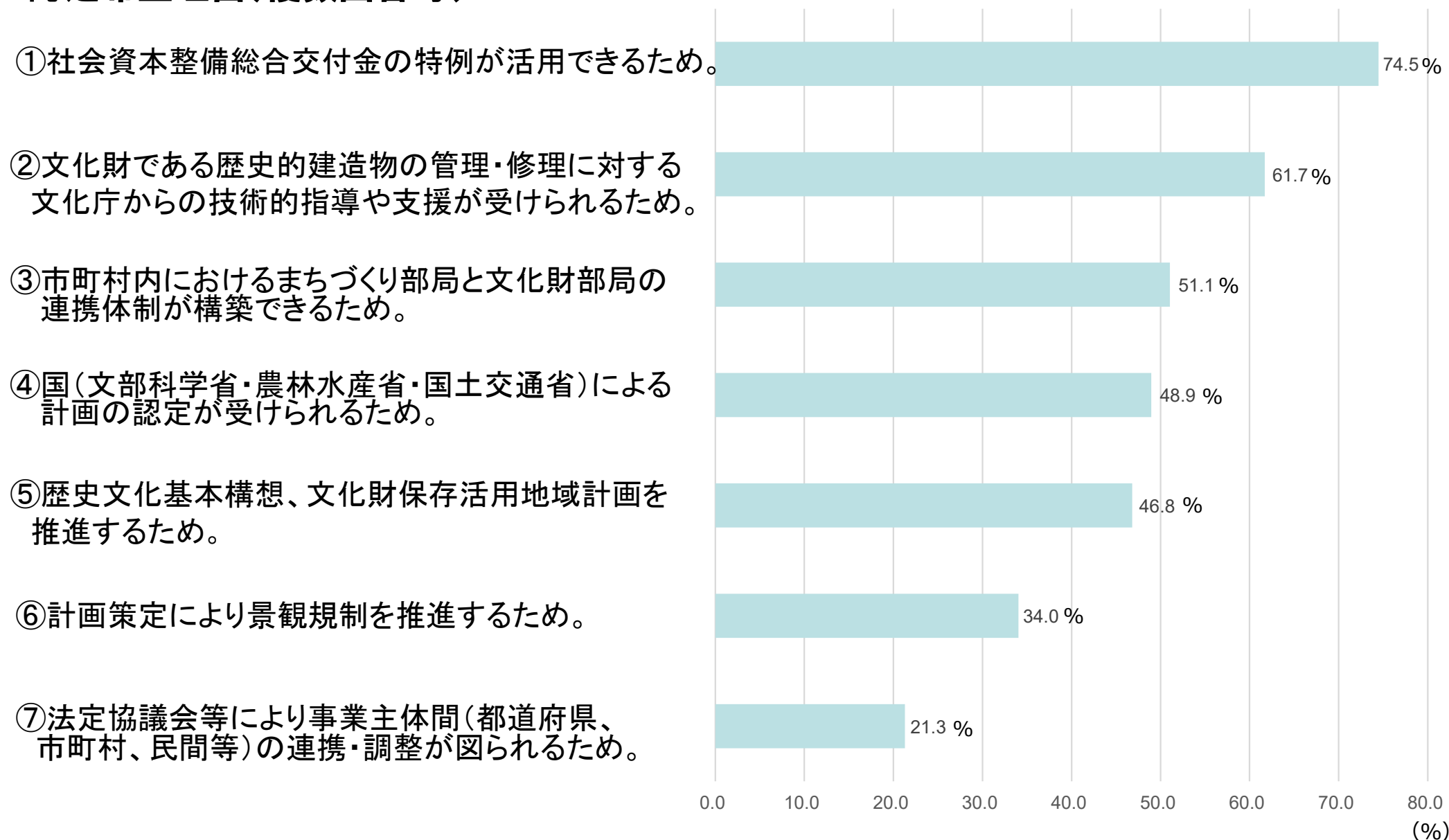
歴史的風致維持向上計画認定状況（R6年7月17日時点）

【】は都市数		都道府県	市町村名	認定日	【】は都市数		都道府県	市町村名	認定日	【】は都市数		都道府県	市町村名	認定日
東北 【14】	1	青森県	弘前市*	H22.2.4	北陸 【5】	35	新潟県	村上市	H28.10.3	近畿 【14】	69	和歌山県	広川町	H28.10.3
	2	岩手県	盛岡市	H30.11.13		36		佐渡市	R2.3.24		79		和歌山市	H30.3.26
	3	宮城県	多賀城市*	H23.12.6		37	富山県	高岡市*	H23.6.8		71		高野町	H31.1.24
	4	秋田県	大館市	H29.3.17		38	石川県	金沢市*	H21.1.19	中国 【8】	72	島根県	松江市*	H23.2.23
	5		横手市	H30.7.11		39		加賀市	R3.3.23		73		津和野町*	H25.4.11
	6	山形県	鶴岡市*	H25.11.22	中部 【18】	40	岐阜県	高山市*	H21.1.19		74	岡山県	津山市*	H21.7.22
	7		新庄市	R5.2.15		41		恵那市*	H23.2.23		75		高梁市*	H22.11.22
	8	福島県	白河市*	H23.2.23		42		美濃市*	H24.3.5		76	広島県	尾道市*	H24.6.6
	9		国見町	H27.2.23		43		岐阜市*	H25.4.11		77		竹原市■	H24.6.6
	10		磐梯町	H28.1.25		44		郡上市*	H26.2.14		78	山口県	萩市*	H21.1.19
	11		桑折町	H28.3.28		45	静岡県	三島市	H28.10.3		89		岩国市	R6.7.17
	12		棚倉町	R2.6.24		46		掛川市	H30.1.23	四国 【4】	80	徳島県	三好市*	H22.11.22
	13		会津若松市	R5.6.19		47		伊豆の国市	H30.7.11		81	愛媛県	大洲市*	H24.3.5
	14		柳津町	R6.3.18		48		下田市	H30.11.13		82		内子町	R1.6.12
関東 【20】	15	茨城県	桜川市*	H21.3.11		49	愛知県	浜松市	R4.3.25	九州 【14】	83	高知県	佐川町*	H21.3.11
	16		水戸市*	H22.2.4		50		犬山市*	H21.3.11		84	福岡県	太宰府市*	H22.11.22
	17		土浦市	R5.12.19		51		名古屋市*	H26.2.14		85		添田町*	H26.6.23
	18	栃木県	下野市	H31.3.26		52		岡崎市	H28.5.19		86		宗像市	H30.3.26
	19		栃木市	H31.3.26		53		津島市	R2.3.24		87	佐賀県	佐賀市*	H24.3.5
	20	群馬県	甘楽町*	H22.3.30		54		西尾市	R5.12.19		88		基山町	H31.1.24
	21		桐生市	H30.1.23		55	三重県	亀山市*	H21.1.19		89		鹿島市	H31.3.26
	22		前橋市	R4.12.20		56		明和町*	H24.6.6		90	長崎県	長崎市	R2.3.24
	23	埼玉県	川越市*	H23.6.8		57		伊賀市	H28.5.19		91	熊本県	山鹿市*	H21.3.11
	24	千葉県	香取市	H31.3.26	近畿 【14】	58	福井県	坂井市	R6.3.18		92		湯前町	H29.3.17
	25	神奈川県	小田原市*	H23.6.8		59	滋賀県	彦根市*	H21.1.19		93		熊本市	R2.6.24
	26		鎌倉市	H28.1.25		60		長浜市*	H22.2.4		94	大分県	竹田市*	H26.6.23
	27	山梨県	甲州市	H29.3.17		61		大津市	R3.3.23		95		大分市	R1.6.12
	28	長野県	下諏訪町■	H21.3.11		62	京都府	京都市*	H21.11.19		96		杵築市	R3.3.23
	29		松本市*	H23.6.8		63		宇治市*	H24.3.5		97	宮崎県	日南市	H25.11.22
	30		東御市■	H24.6.6		64		向日市	H27.2.23	合計 97都市(40府県) * : 2期計画認定済 42都市 ■ : 計画完了 3都市				
	31		長野市*	H25.4.11		65	大阪府	堺市*	H25.11.22					
	32		千曲市	H28.5.19		66	奈良県	斑鳩町*	H26.2.14					
	33		上田市	R5.2.15		67		奈良市	H27.2.23					
	34		塩尻市	R6.7.17		68	和歌県	湯浅町	H28.3.28					

- 令和6年3月末時点の歴史的風致維持向上計画認定都市数は全国で95都市。
- 認定都市数は地域ごと、地方ごとにバラツキがみられる。

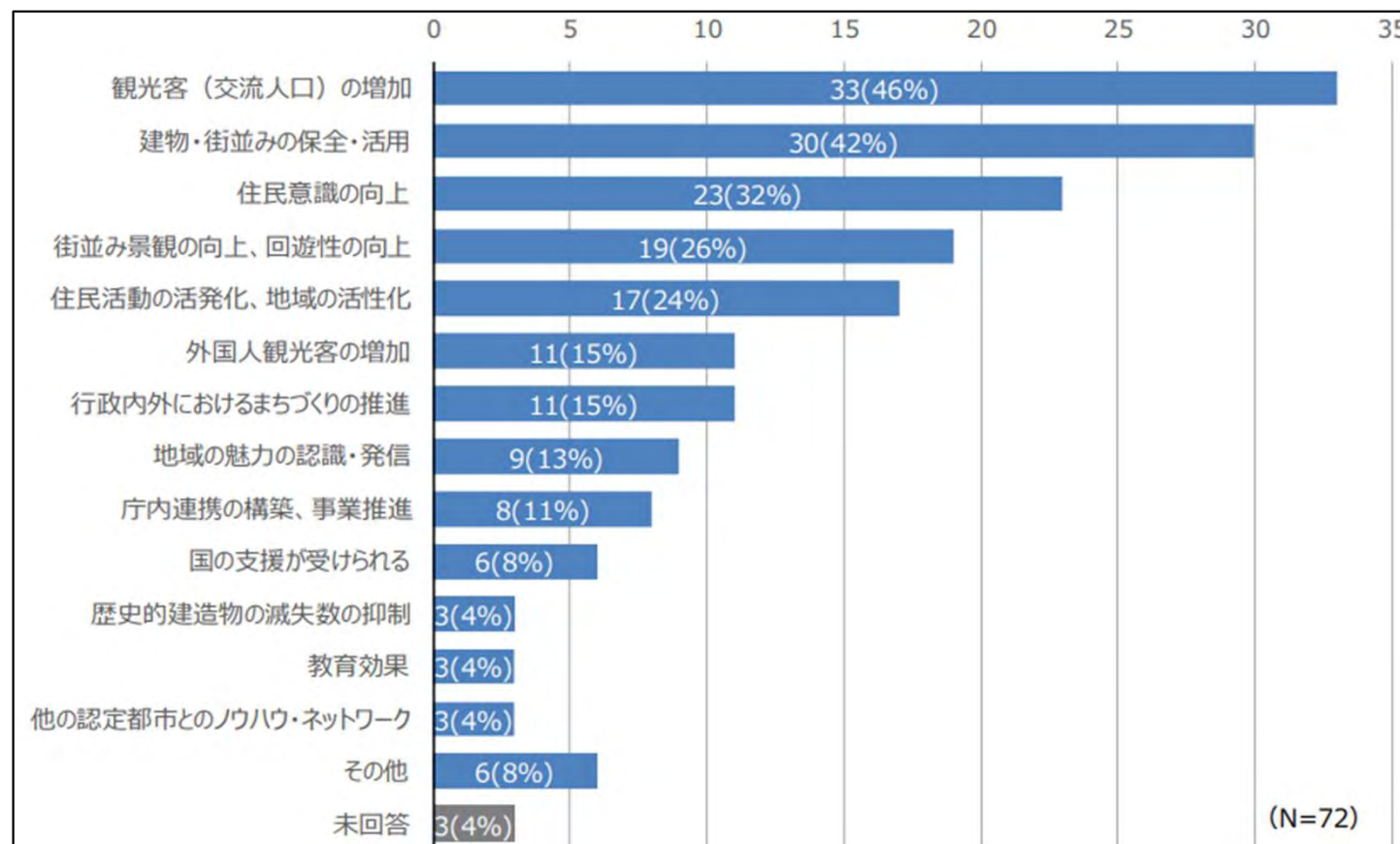


認定希望理由(複数回答可)



※ 歴史的風致維持向上計画策定意向調査(令和4年3月末)を基に作成
(認定希望都市のうちアンケート回答都市数(N=47))

■歴史まちづくり計画認定都市の挙げる「歴史まちづくり計画策定によるまちづくりへの効果」



※数字は回答のあった都市数

歴史まちづくり計画認定都市への調査（令和元年実施）を基に作成（自由記述式の回答を分類して集計）

○歴史まちづくりに10年以上取り組んだ自治体の声

- ・歴史的建造物の滅失数の抑制や、観光客の増加、町家の保全、用水の整備促進などについて効果があった。また、県・市で連携して計画の推進にあたったことや庁内でのプロジェクトチームの設置が可能となり、行政内での歴史まちづくりの推進に寄与している。
- ・観光客数は計画策定以降の10年間で約4倍に増加した。老朽化が進んでいた建造物は改修工事等により保存・活用がなされ、歴史的建造物の滅失を抑えることができた。
- ・伝統工芸品の販路拡大・販売促進推進事業で、国内外への進出機会・新規需要の開拓が促進した。また、市内の飲食店や宿泊施設への伝統工芸品の普及により、観光客の目に触れる機会も広がった。

○策定から間もない自治体の声

- ・地域の歴史的資源の魅力を再発見することになった。祭礼の調査を通して、これまでに知られていなかったものも新たに発見され、価値評価が高まった。
- ・歴史に関心がある住民がまちづくり事業に参加してくれるようになり、地域コミュニティが広がった。
- ・認定都市同士の勉強会である「歴まちサミット」に参加することで課題の意見交換や認定都市間のネットワークの強化を図ることができた。

○景観計画策定・屋外広告物条例制定状況

歴史的風致維持向上計画認定都市(95都市)において9割以上の都市が景観計画を策定・検討しており、約半数の都市が独自の屋外広告物条例を制定・検討している。

項目	移行済み	検討中	計	認定都市	割合
景観行政団体	80	10	89	95	94.7%
景観計画策定	76	13	88	95	93.6%
屋外広告物条例 (独自条例)制定	47	4	51	95	53.6%

令和6年3月末時点

○企業等の景観への意識の高まり

【山口県萩市】

歴史的風情等を守るため、市全域で独自の基準により屋外広告物を規制する条例を制定したことにより、良好な景観の形成が図られている。



【岐阜県高山市】

地域住民の歴史的な景観を重視する意識の高まりを踏まえ、良好な景観を阻害していた通信施設の鉄塔が平成25年に撤去された。

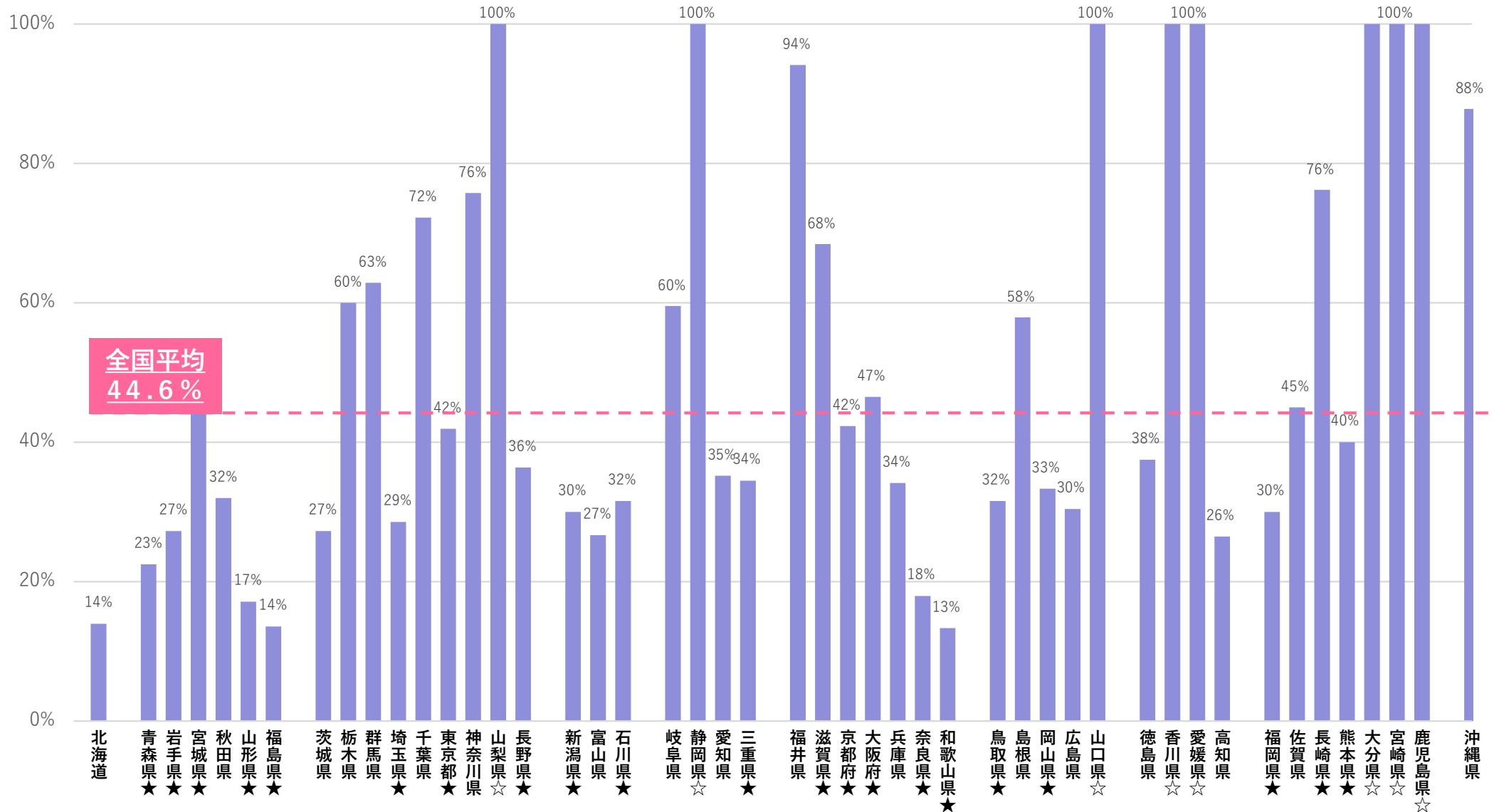


景観行政団体への移行状況(地整管区・都道府県別) (令和6年3月時点)

全国の市区町村のうち、**約45%***が景観行政団体に移行している。

都道府県内の全ての市区町村が景観行政団体に移行しているのは山梨県、静岡県、山口県、香川県、愛媛県、大分県、宮崎県、鹿児島県の8県。

※母数は都道府県を除いた地方公共団体(1741)



★は景観計画策定済み都道府県、☆は全ての市町村が景観行政団体に移行した都道府県

川越市の維持向上すべき歴史的風致

計画期間
令和3年度(2021)～令和12年度(2030)

川越市は、江戸城北の守りとして、代々有力大名が配されてきた。また、新河岸川舟運により物資の集散地として小江戸と呼ばれるほどの繁栄を築き、明治26年(1893)の大火の後に蔵造りの町並みの形成に至った。さらに、天海僧正ゆかりの喜多院をはじめとし、多くの社寺を中心として独特の門前の賑わいも創出してきた。近代以降も、城下町の景観や構成に大きな変化はなく、現代に至っている。この城下町に住まう町方、職方、在方が一体となって行われる川越まつりは、蔵造りの町並みを絢爛豪華な山車が曳き回される、町を挙げての一大イベントである。これらの、ひと、まち、行事が一体となった歴史的風致は、川越の良好な市街地の環境を形成している。

川越まつりにみる歴史的風致

川越まつりは、城下町川越の総鎮守である川越氷川神社の例祭を起源とし、祭り神事に町方の祭礼行事を加えたもので、江戸「天下祭」の様式や風流を今に伝える貴重な都市型祭礼として、城下町の繁栄を担った川越の人々により370年の時を超えて守られ、川越独特の特色を加えながら発展した。歴史的な町並みを舞台に、豪華な山車が曳き回される伝統行事は、山車持ち町内だけでなく、周辺地域の市民や観光客にも親しまれている。



川越まつり
(川越氷川祭の山車行事)

物資の集散と商業都市川越の発展にみる歴史的風致

米穀や織物を中心に発展した商業は、県内初の銀行創設に始まり、現代に至る様々な産業と、蔵造りの町並みや洋館など、それぞれの時代を象徴する歴史的建造物とともに、川越商工会議所や川越一番街商業協同組合という商人町川越を引き継ぐ組織活動の中で、老舗の商売の継承や夏の川越百万灯まつりとして、また、川越商人のシンボルである時の鐘の音が届く範囲で受け継がれる商いの時間として、歴史的風致を形成している。



川越商工会議所
(登録有形文化財)

寺社門前の賑わいにみる歴史的風致

門前町は、表通りの余所行きの顔とは異なり、飴菓子や焼き団子、うなぎの匂いが漂う庶民的な場所であり、懐かしい佇まいが訪れる人々を引き付けてやまない。料理店として愛される妓楼建築や昭和初期の建物残り、いくつもの時代を古刹と共に乗り越えてきた門前の賑わいが、歴史的風致として息づいている。



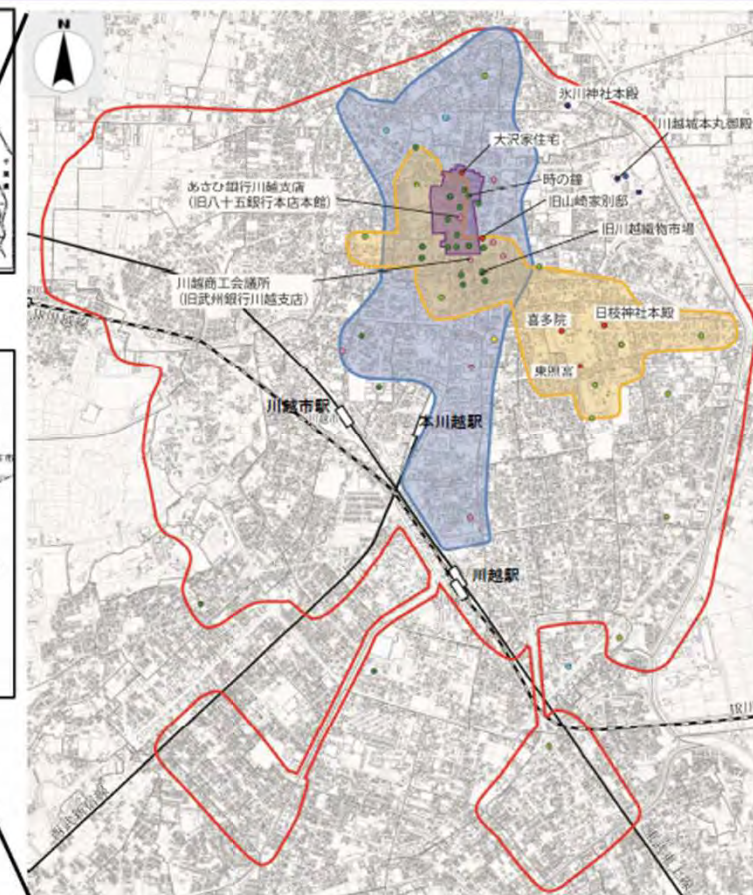
喜多院界隈の町並み



埼玉県全域図



川越市全域図

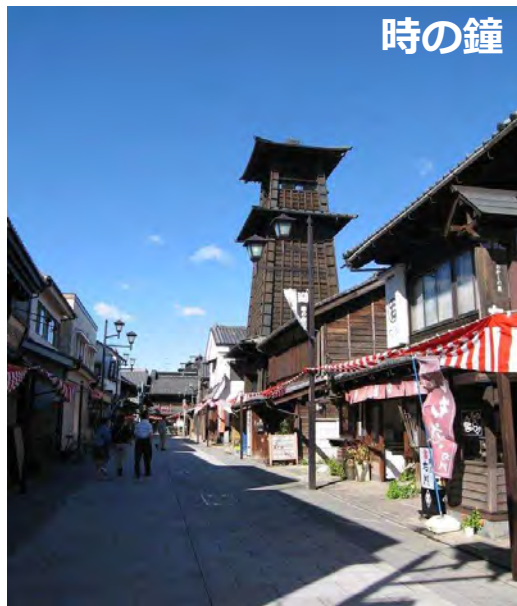


- | | | |
|---|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 川越まつりにみる歴史的風致の範囲 物資の集散と商業都市川越にみる歴史的風致の範囲 寺社門前の賑わいにみる歴史的風致の範囲 重要伝統的建造物群保存地区 | <p>国指定・登録</p> <ul style="list-style-type: none"> 重要文化財(建造物) 史跡 登録有形文化財 登録記念物 | <p>県指定</p> <ul style="list-style-type: none"> 県指定有形文化財(建造物) 県指定史跡 県指定天然記念物 県指定旧跡 <p>市指定</p> <ul style="list-style-type: none"> 市指定有形文化財(建造物) 市指定記念物(いわゆる史跡) 市指定天然記念物 |
|---|--|---|

0 200 400 600 800 1,000 m



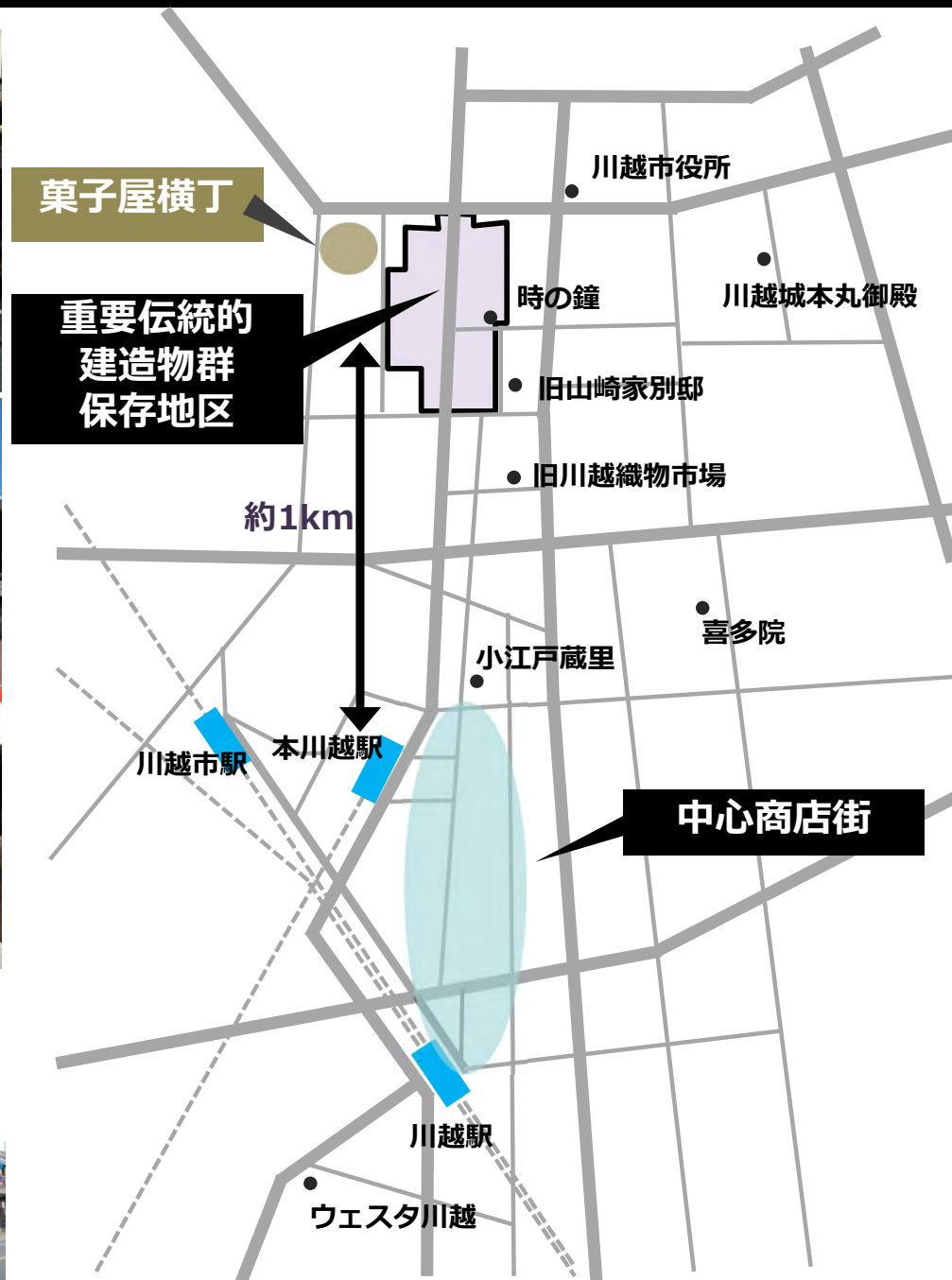
菓子屋横丁



時の鐘



伝統的建造物群保存地区



川越城本丸御殿



喜多院



中心商店街クリアモール

景観計画の概要 (実務的な部分のみ抜粋)

【都市景観誘導地域 (市内全域)】

- ・市内全域にかかる、守るべき基準を設定しています。
- ・一定の規模を超える建築物・工作物等を、新築・増築等する場合、届出が必要です。

【都市景観形成地域 (右記の色付きエリア)】

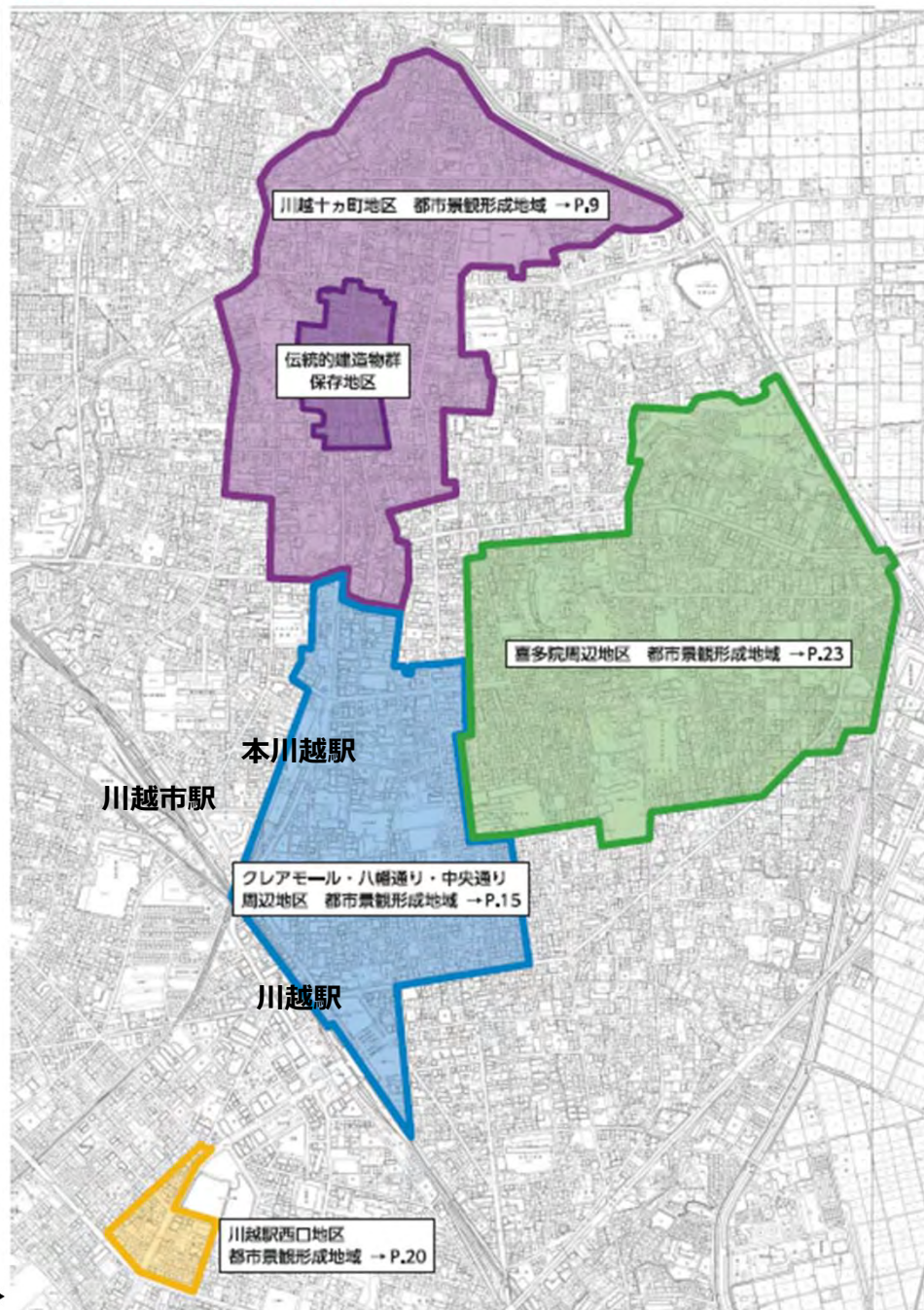
- ・**エリアの特性**に合わせた、都市景観誘導地域とは異なる基準を設定しています。
- ・**規模にかかわらず、届出**が必要です。
- ・一部のエリア若しくは建築物の規模の場合、**届出前に地元商店会・自治会等との事前協議**が必要です。
- ・一部のエリアでは、景観計画との異なる地域が**自主的に定めた規定やまちづくりルール**があります。

【届出件数】 約100件/年

【基準の内容】

- ⇒基本的には**外観**に関する内容
(屋根・外壁の色彩、形態・意匠、緑化等)
- ⇒一部の基準では**壁面後退**や**高さ**の制限あり

【都市景観形成地域 指定位置図】 ※イメージ図 実際のエリアから若干のずれがあります。



(出典)

川越市景観計画 景観計画区域内における行為の届け出に関するガイドライン▶

○行政間の連携



認定都市担当者会議

○専門家、住民、事業者、市民団体等の連携



全国町並みゼミ

○歴史まち情報サイト(H27.7開設、R4.3リニューアル)



◀歴史的風致を伝える写真を
トップページに追加

http://www.nilim.go.jp/lab/ddg/rekima_chidb/index.html

※URLはリニューアル前と同じです。



◀日本地図を用いた
都市検索機能の
追加

▼歴史まちづくりの
事業の取組を紹介



- 歴史まちづくりに積極的に取り組む都市と地方整備局が連携し、歴まち認定都市の魅力をPRするため、歴まち認定都市の象徴的な風景写真や歴史まちづくり情報を紹介したカード型パンフレット(歴まちカード)を配布。
- 令和6年3月末現在では92都市92種類の歴まちカードが発行されており、近畿及び九州ではカードフォルダーも配布している。
- 歴まちカードを発行している都市と配布場所をまとめた『全国版歴まちカードパンフレット』(<https://www.mlit.go.jp/toshi/rekimachi/content/001735401.pdf>)を作成。
- 関東地方整備局圏内(16都市で開催)では、H30.8～R1.8の1年間に約6万枚配布。新聞やラジオでも取り上げられ、カード目当ての観光客も増加し、まちの周遊性向上という効果もみられている。

全国版歴まちカードパンフレット



- ・新たな切り口で地域固有の歴史文化や歴史的建造物の再認識や親しむ機会を提供するため、国土交通省のサポートにより14の歴まち都市が『Pokémon GO』を運営するNianticと協定を締結。
- ・対象のポケストップには、「建造物の説明」や「歴まちロゴマーク」が表示され、各都市の歴史まちづくりの取組や魅力を紹介するホームページ「歴まち情報サイト」へアクセスできる。（下の画像をご参照。）

【『Pokémon GO』】

【ポケストップ表面】 建造物の説明



【ポケストップ裏面】 歴まちロゴマーク



【特設ページ】 「歴まち情報サイト」へリンク



【歴まち情報サイト】



現在、14都市が取組に参画

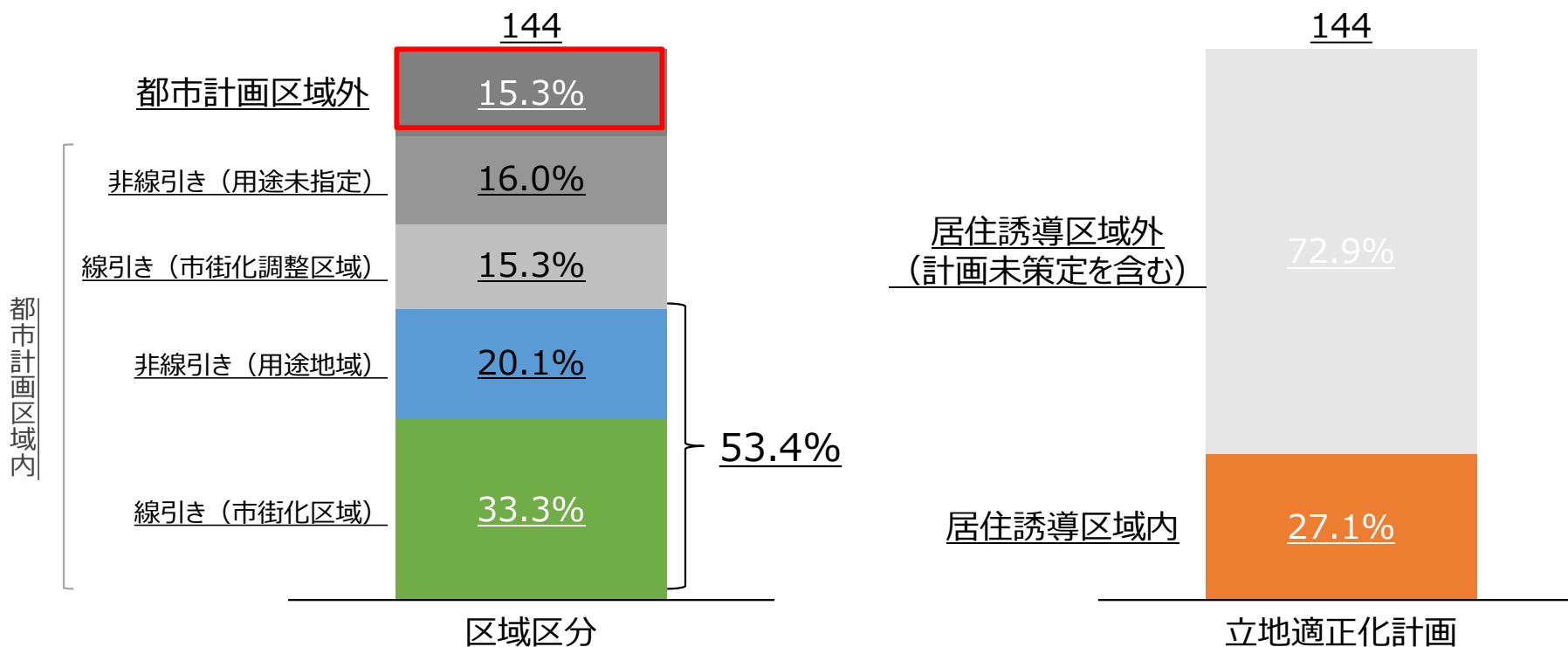
- R3.11（第1弾）神奈川県小田原市(モデル都市)
- R5. 4（第2弾）静岡県三島市、和歌山県広川町、広島県尾道市、愛媛県内子町、福岡県太宰府市
- R5. 5（第3弾）秋田県横手市
- R5. 7（第4弾）福島県国見町、静岡県浜松市、滋賀県大津市
- R5. 9（第5弾）熊本県熊本市
- R5.12（第6弾）愛知県岡崎市
- R6. 2（第7弾）愛知県津山市、長崎県長崎市

※このページの画像 他への転用厳禁です。

歴史的風致維持向上計画の重点区域の地域分布

- 歴史的風致維持向上計画の重点区域は、区域区分で見ると、市街化区域や用途地域が指定される地域に53.4%分布している。他方、立地適正化計画の居住誘導区域内に分布するのは27.1%である。
- 都市計画区域外での設定は15.3%となっており、地域の個性を磨く上ではこうしたエリアにも対応が必要。

歴史的風致維持向上計画重点区域の地域分布（区域区分・立地適正化計画区域別）2024年7月17日時点



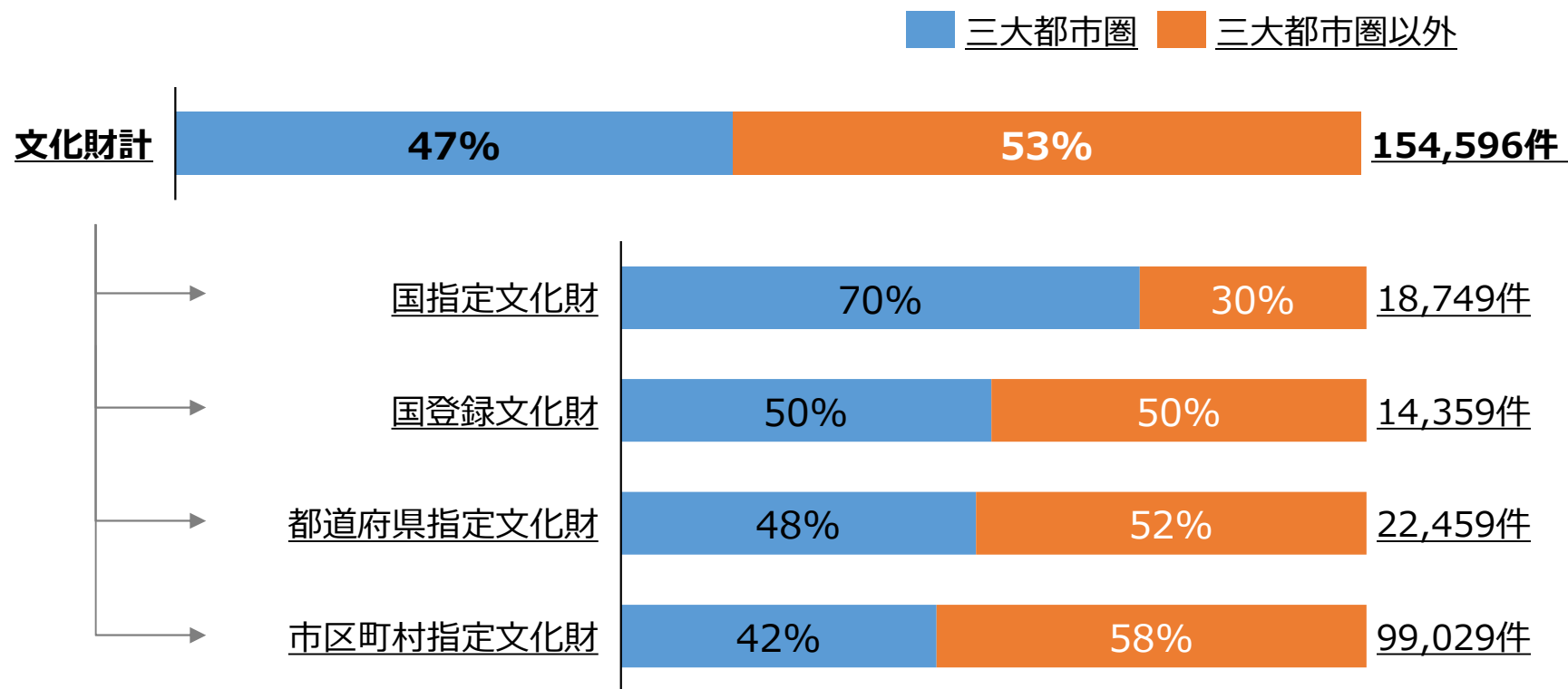
※ 2024年7月17日時点で、これまで認定されてきた97計画144の重点区域（計画によっては複数の重点区域が指定されている）について、地域分布を分析。
集計にあたっては、各重点地区について、面積が「50%以上」含まれる区域区分及び立地適正化計画区域の地域の区分に振り分け。

【参考】文化財指定・登録数の地域分布

- 全国の文化財件数について、**三大都市圏と地方圏（三大都市圏以外）ではそれぞれ半分程度を占める。**
- **人口減少が進む地方圏でも、指定・登録文化財の件数が多い。**

文化財件数の地域分布

2024年11月1日時点の件数



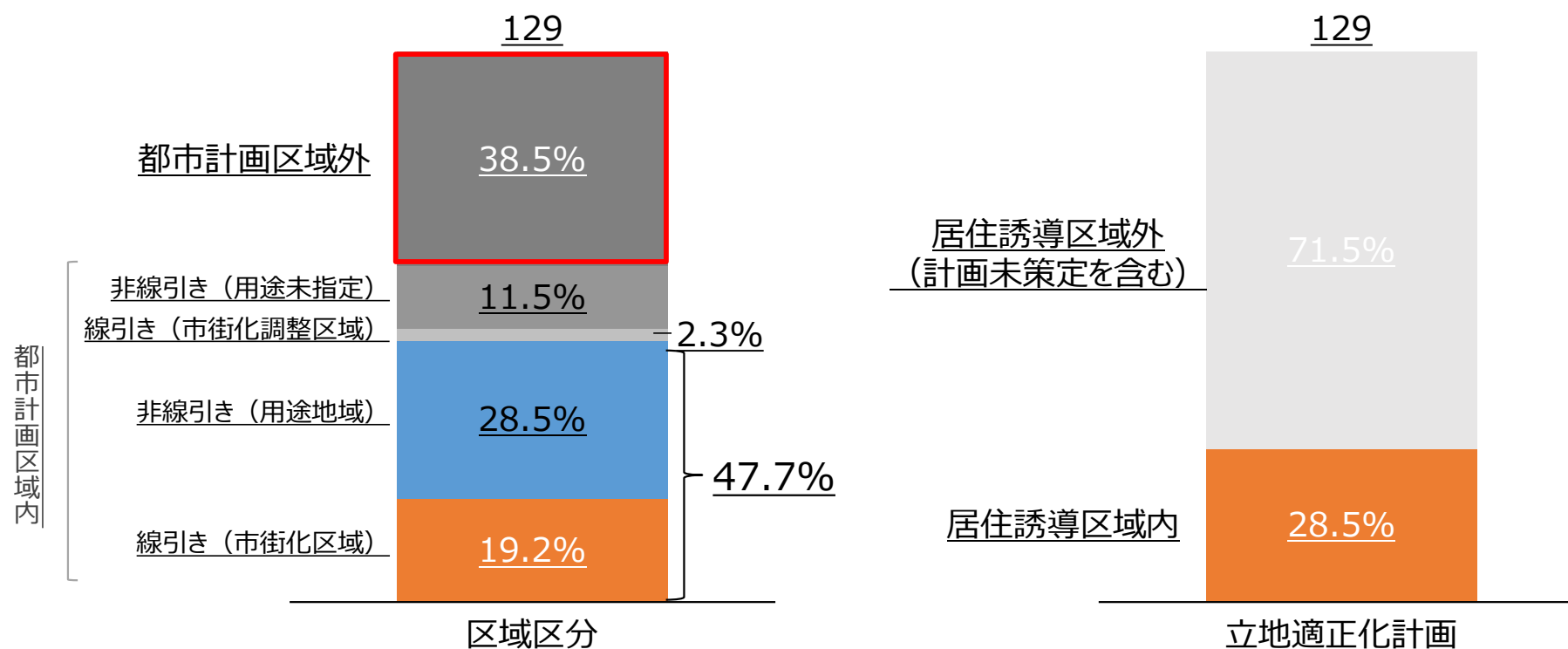
※ 三大都市圏は、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県を含む地域として集計。

出典：文化庁HPをもとに集計

【参考】重要伝統的建造物群保存地区の地域分布

- 重要伝統的建造物群保存地区は、市街化区域や用途地域が指定される地域に47.7%分布している。他方、立地適正化計画の居住誘導区域内に分布するのは28.5%である。
- **都市計画区域外にも38.5%と多くの地区が存在し、地域の魅力を形成している。**

重要伝統的建造物群保存地区の地域分布（区域区分・立地適正化計画区域別） 2024年8月15日時点



※ 2024年8月15日時点で、43道府県106市町村にある129地区の重要伝統的建造物群保存地区について、地域分布を分析。
集計にあたっては、各保存地区について、面積が「50%以上」含まれる区域区分及び立地適正化計画区域の地域の区分に振り分け。

2. 文化・歴史的な地域資源の 再生・活用（制度、事業等）

社会資本整備総合交付金

①街なみ環境整備事業

- 公共施設の整備や修景施設の整備、電線の地中化等、良好な街なみの維持・再生を支援
- 歴史的風致形成建造物の買取、移設、修理・復原も補助対象

②都市公園事業

- 地域活性化の核となる貴重な歴史的資産の保存・活用に資する都市公園の整備を支援
- 古墳、城跡等の遺跡やこれらを復原したもので歴史上価値が高いものも補助対象

③都市再生整備計画事業

- 地域の歴史・文化等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援
- 交付率の上限を40%→45%へ嵩上げ、土塁・堀跡の整備も補助対象

④景観改善推進事業

- 景観計画の策定・改定に要する経費、外部専門家登用やコーディネート活動に対する支援
- 景観規制上既存不適格となる建築物等への是正措置に対する支援

⑤歴史的観光資源高質化支援事業

- 歴史的なまちなみを阻害する建築物・空地等の美装化・緑化、除却及び伝統的な意匠形態を有する新築建築物の外観修景が補助対象

重点区域

城址(国指定史跡)
城郭(重要文化財)

大名庭園
(国指定史跡)

- コアとなる国指定文化財等
- ▲ 歴史的風致形成建造物

⑥全国各地の魅力的な文化財活用推進事業

⑦高付加価値化された文化財への改修・整備促進事業

- 国指定等文化財について、上質で思い切った活用を図る高付加価値なコンテンツの造成を支援
- 観光拠点の核となる文化財の高付加価値化改修・活用整備・美観向上等を支援
- 補助率5%加算

⑧文化遺産観光拠点充実事業

- 文化財の魅力向上につながる一体的な整備を行う
- 補助率5%加算

※下線部は、歴史的風致維持向上計画の認定都市を対象とした措置

○歴史的風致を維持向上し、歴史・文化を活かしたまちづくりを推進するため、税制の特例措置を講ずるもの。

所得税・法人税等

- ・歴まち計画に定められた重点区域におけるポケットパーク、水路等の公共・公用施設の整備に関する事業の用に供する土地等を、個人・法人が地方公共団体又は歴史的風致維持向上支援法人に譲渡する場合、譲渡所得等について**1,500万円控除**



相続税

- ・歴史的風致形成建造物である家屋及びその敷地について、**3割評価減**

イメージ



予算支援を活用した歴史的建造物の保全・活用の例（新潟県上越市）

- 新潟県上越市の城下町高田地区では、江戸時代からの城下町としての街並みを残しており、町屋等の歴史的建造物が多数立地。
- 旧今井染物屋は、江戸時代末期に建てられた市内最大級の町屋（令和元年に上越市指定文化財に指定）。交付金を活用した改修により、伝統産業を体験できる観光交流センターとして整備。



旧今井染物屋

整備後外観



整備前内観



整備後内観



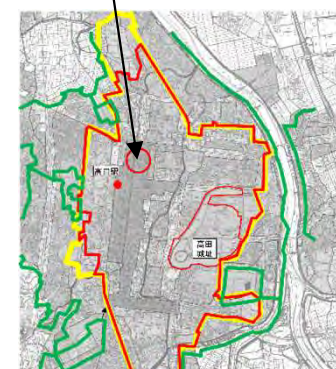
常設工房



手仕事工房

・高田地区の風土産業「バテンレース」を体験できる常設工房を設置したほか、染物・制作体験や物品販売のために利用できるスペースを整備。

■ 基幹事業（既存建造物活用事業（高次都市施設））
旧今井染物屋体験・交流拠点整備
R2年度事業内容：改修工事



城下町高田地区（新潟県上越市） 現況図

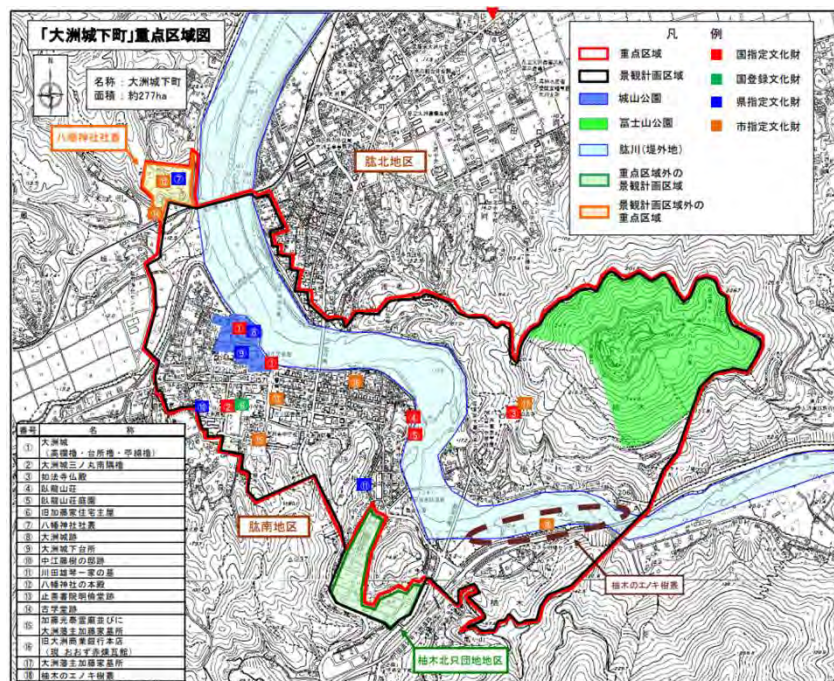
— 都市再生整備計画の区域
— 都市機能誘導区域
— 居住機能誘導区域

<都市構造再編集集中支援事業 概要>

- ◆ 事業概要：100年建築（100年映画館、100年町家）などの既存ストックをいかしつつ、官民・政策間の連携により、市民に愛される交流拠点等の整備によるまちなか居住を推進するとともに、回遊観光サインの導入等により交流人口の増加を目指す。
- ◆ 事業主体：上越市 ◆ 都市再生整備計画面積：580ha ◆ 計画期間：平成30年度～令和2年度
- ◆ 全体事業費：457.9百万円 ◆ 交付対象事業費：457.9百万円（国費：216.8百万円） ◆ 国費率 1/2（立地適正化計画関連）

歴史的なまちなみを活かすまちづくりの例（愛媛県大洲市）

- 愛媛県大洲市には明治・大正・昭和といった古くからのまち並みを含む多くの歴史・文化的な地域資源が残っており、景観計画（H21）、歴まち計画（H24）を策定し、地域資源を活かしたまちづくりに取り組んでいる。
- 民都機構や地域金融機関による支援等を通じ、古民家リノベーション等の民間事業者による地域資源を活用したまちづくりが進み、周辺で31件もの歴史的建築物の再生が行われ、地域全体で新規事業者の進出、新たな雇用の創出など、地域経済の発展に大きく寄与している。



○ 古民家再生等を活用したまちづくり



＜古民家再生等によるまちづくりの効果（2022年11月時点）＞

項目	進出事業者数	新規雇用者数	年間人件費	年間売上	地域内調達率	再生した歴史的建造物	住民の事業賛同意識
成果	20事業者	71人	65,694千円/年	160,452千円/年	市内 43.8% 県内 82.5%	31棟	90.3%
備考	2022年度末	2022年11月現在 正規27人 非正規44人	2022年11月現在 正規44,190千円 非正規21,504千円	2021年 決算ベース	2021年 決算ベース	2022年度末	前回調査 80.0%

（文化財の活用）

■旧奈良監獄（奈良県奈良市）

※重要文化財

歴史的・学術的価値が高い建築物である「旧奈良監獄」の保存・維持管理を行いながら、上質な宿泊施設や地産地消レストランやイベント広場として活用。（画像出典：民都機構HPより）



（まち再生出資事業）

■恋しき（広島県府中市）

※登録有形文化財

明治5年創業の料亭旅館をリニューアルした観光・商業複合施設として活用。



（まち再生出資事業）

■京都四條南座（京都府京都市）

※登録有形文化財及び京都市の歴史的意匠建造物

歌舞伎発祥の地で400年にわたって地域のシンボリックな役割を果たし、景観形成に寄与してきた劇場を、耐震性の向上、設備更新を行い再生。（画像出典：民都機構HPより）



（共同型都市再構築事業）

■百足屋（埼玉県川越市）

※川越市指定有形文化財

明治期に建てられた住宅及び内蔵をリノベーションして、日本の伝統文化の体験教室、カフェ、お茶や折り紙等の販売、貸しスペースとして活用。（画像出典：民都機構HPより）



（まちづくりファンド支援事業）

（文化財以外の歴史的建築物等の活用）

■地域に存在する古民家の活用

瀬戸・ものづくりと暮らしのミュージアム（瀬戸民藝館）（愛知県瀬戸市）

瀬戸のやきもの文化の保存・伝承・活用・発信・体験を目的とする複合施設に再生。地域の歴史と文化を発信し、地域の魅力向上につながるよう活用。



（まちづくりファンド支援事業）

■閉校した小学校の活用

大久保分校スタートアップミュージアム
つくりえ-TSUCULIE-（栃木県足利市）

戦前に建てられ、平成16年に閉校した小学校を、美術館としてリノベーション。地域の学校や教育機関とも連携し、絵画教室の開催や課外活動受入れ等の活動を実施。

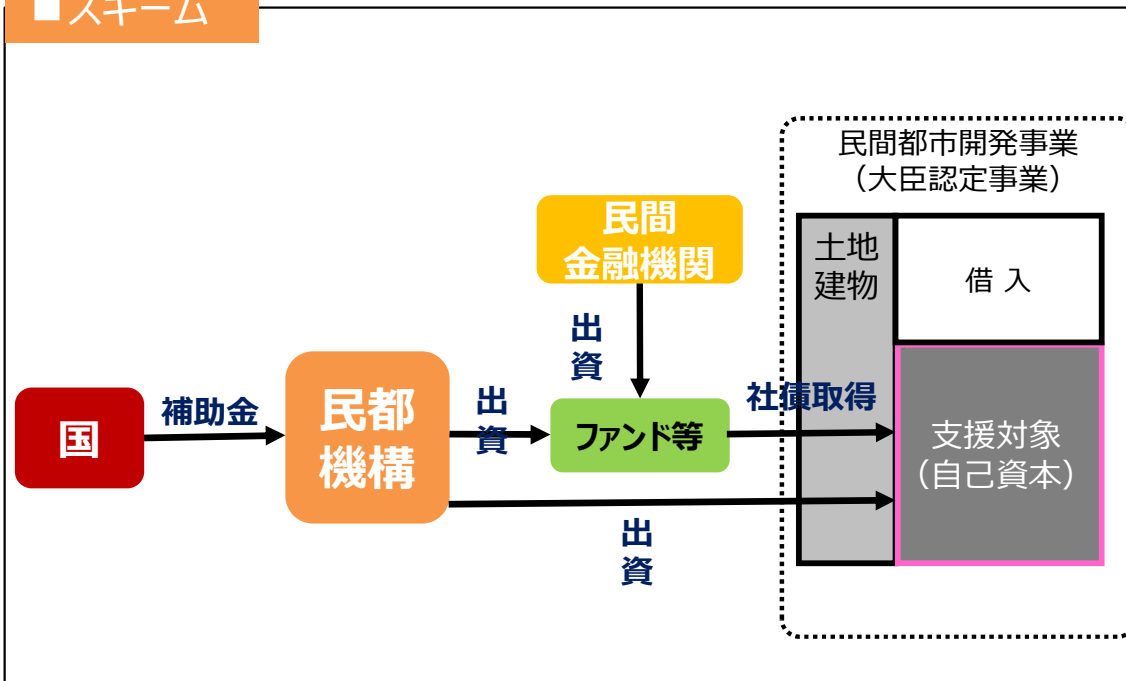


（まちづくりファンド支援事業）

①まち再生出資(民間都市開発推進機構による支援)

- 市町村が定める都市再生整備計画の区域等において行われる優良な民間都市開発事業に対し、民都機構が出資を行うことにより、事業の立上げを支援。
- 事業の自己資金が充実し、事業全体のリスクが縮減されることにより、民間金融機関からの融資等の呼び水となる。

■ スキーム



■ 主な要件

- **支援対象者**
民間事業者
- **対象事業**
次の要件を満たし国土交通大臣の認定を受けた事業
 - ・広場、緑地等の公共施設整備を伴うこと
 - ・事業区域面積が0.2ヘクタール以上であること（医療・福祉、教育文化、商業施設、インキュベーション施設を含む事業及び低未利用地等を活用した一定の事業は500㎡以上）
 - ※ 三大都市圏の既成市街地等内は原則0.5ヘクタール以上
 - ※ 都市機能誘導区域内は0.1ヘクタール以上（誘導施設を含む事業は500㎡以上）
- **貸付限度額**
次の①～③のうち、最も少ない額
 - ① 総事業費の50%
 - ② 資本の50%
 - ③ 公共施設等の整備費（都市機能誘導区域内は、公共施設等 + 誘導施設）
- **その他支援条件**
・竣工後10年以内に配当を行うことが確実であると見込まれること

■ 制度活用事例

支援事例：複合施設 オガールプラザ整備事業（岩手県紫波町）

岩手県紫波町が公民連携手法を取り入れて進めている「紫波中央駅前開発整備事業」（通称：オガールプロジェクト）の中核施設として、公益施設（図書館・子育て支援センター）と民間施設（農産物産直施設、クリニック、飲食店等）を合築により複合的に整備したもの。



②まちづくりファンド支援事業（民間都市開発推進機構による支援）

マネジメント型

一定のエリアをマネジメントしつつ、当該地域の課題解決に資するリノベーション等の民間まちづくり事業を連鎖的に進めるため、民間都市開発推進機構と地域金融機関が連携してファンドを立ち上げ、当該事業に対して出資等により支援。

クラウドファンディング活用型

クラウドファンディングなどの「志ある資金」を活用した観光振興や歴史的施設の保全等のまちづくりを、まちづくりファンドを通じて支援。

共助推進型

活動や取組自体への共感を持つ人々の寄付（ふるさと納税）等の「志ある資金」による資金拠出を受けながら、自立的に行われるまちづくり活動を、まちづくりファンドを通じて支援。

老朽ストック活用リノベーション等推進型

「新たな日常」に対応するまちづくりに不可欠な都市機能を早急かつ効率的に充実させるため、有効活用が求められる老朽ストックを活用してテレワーク拠点等を整備する民間まちづくり事業を、まちづくりファンドの出資等により機動的に支援。

実績

2005年度～2023年度

「マネジメント型」
32件 1,546百万円

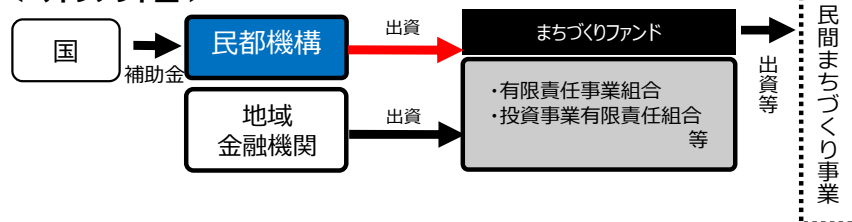
「クラウドファンディング活用型」
15件 153百万円

「老朽ストック活用型」
1件 1,505百万円

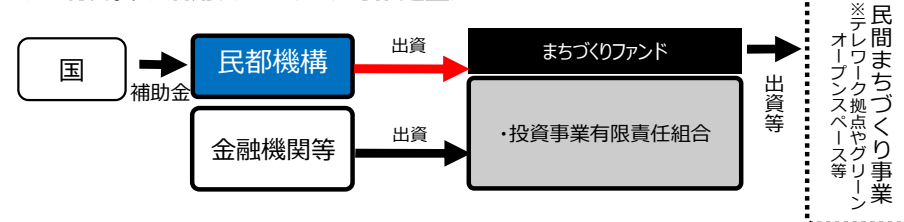
（ファンド件数、機構のファンドへの出資・拠出実績）

スキーム

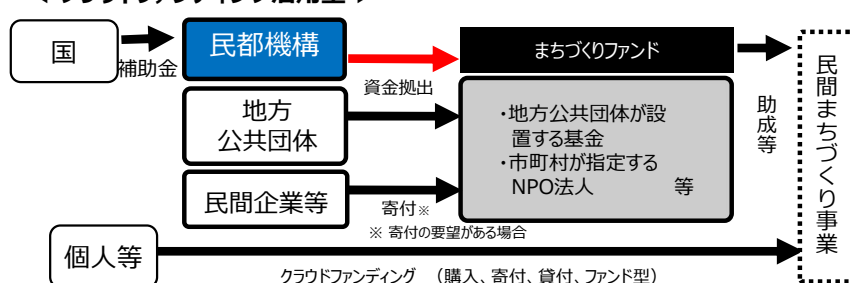
< マネジメント型 >



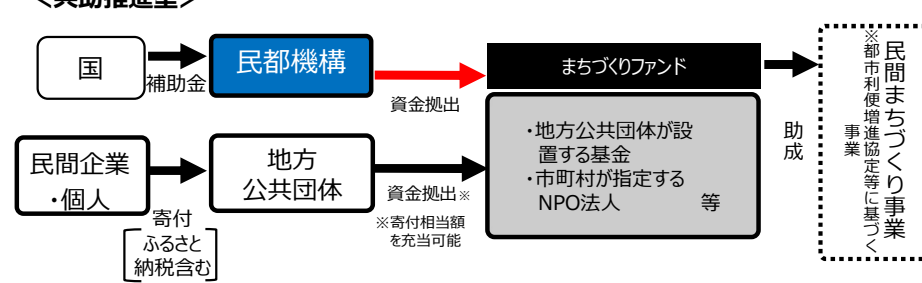
< 老朽ストック活用リノベーション等推進型 >



< クラウドファンディング活用型 >



< 共助推進型 >



- 京都市では、**建築基準法が適用されることにより、建築物の保存・活用のための建築行為が困難となる場合**に対し、**安全性確保のための代替措置を講ずることで、同法の適用を除外する条例**を制定している。

長江家住宅主屋北棟	
保存建築物登録年	平成29年
価値付け	市指定有形文化財
概要・活用方法等	江戸末期建築の京町家について、昭和50年代に内装改変されたものを改変以前の姿に戻す復原工事を実施。あわせて、旅館として活用するために水回りの増築等を実施。
工事種別	増築、大規模修繕、用途変更



外観（右側が主屋北棟）

旧美濃幸	
保存建築物登録年	平成29年
対象建築物となる根拠	条例第2条第2項第1号キ
概要・活用方法等	数寄屋風の近代和風建築物である料亭を旅館に用途を変更し、活用するため、増築及び修繕を実施。
工事種別	増築、大規模修繕、用途変更



条項	適合困難だった主な規定	安全性確保のための主な代替措置
法第20条	政令で定める技術的基準に適合することは確認していない。	劣化部分の健全化、耐震改修工事
法第36条（令第21条）	居室の天井の高さを2.1m以上とする必要がある。	自動火災報知設備の設置、天窓の設置による排煙確保等
法第44条	軒先が道路に突出しているため、突出している軒先部分を切断する必要がある。	既存不適格の継続（現状維持、新たな不適格部分を生じさせない）
法第64条	延焼のおそれのある部分の外壁の開口部に防火設備を設置する必要がある。	木製防火雨戸及び耐熱強化ガラスを入れた木製建具の設置、階段の緩勾配化等

条項	適合困難だった主な規定	安全性確保のための主な代替措置
法第20条	政令で定める技術的基準に適合することは確認していない。	劣化部分の健全化、耐震改修工事
法第27条	準耐火建築物とする必要がある。	【ハード面での措置】自動火災報知設備、非常用照明及び誘導灯の設置、客室へのパッケージ型自動消火設備の設置、消火器設置による初期消火の徹底、避難器具の強化設置、隣地を利用した避難経路の確保等
法第35条（令第119条）	廊下の幅を1.6m又は1.2m以上とする必要がある。	【ソフト面での措置】避難経路の多言語表示、従業員による建物内巡回の徹底、周辺関連施設（同運営者）従業員を含めた夜間対応の実施、消火、通報及び避難訓練の実施等
法第35条（令第121条）	2以上の直通階段を設ける必要がある。	
法第35条（令第125条の2、3）	排煙口を不燃材料とする必要がある。	
法第35条の2（令第128条の5）	天井及び壁の仕上げを準不燃材料又は難燃材料とする必要がある。	
法第36条（令第21条）	居室の天井の高さを2.1m以上とする必要がある。	
法第36条（令第23条）	階段の幅、蹴上、踏面の各寸法が現行規定に合致しない。	



オクノマ



自動火災報知設備、非常用照明



中庭と増築部



客室（撮影／小澤義人）



客室（撮影／小澤義人）



自動火災報知設備、非常用照明、自動消火設備

3. 最近の取組のご紹介

国土交通省では、法制度創設から約20年が経過した「都市再生」のこれまでの取組を振り返るとともに、中長期的な視点や地域文化を育む観点から、新しい時代の都市再生のあり方を検討するため、「都市の個性の確立と質や価値の向上に関する懇談会」を設置(令和6年11月22日)。

(委員等)

【委員】(◎:座長、敬称略)

◎ 野澤 千絵 明治大学政治経済学部 教授
 有田 智一 筑波大学システム情報系社会工学域 教授
 石山 千代 國學院大學観光まちづくり学部 准教授
 上野 美咲 和歌山大学経済学部 准教授
 大沢 昌玄 日本大学理工学部 教授
 三浦 詩乃 中央大学理工学部 准教授
 村山 顕人 東京大学大学院工学研究科 教授
 山村 崇 東京都立大学都市環境学部 准教授

【オブザーバー】

一般社団法人 不動産協会
 独立行政法人 都市再生機構
 一般財団法人 民間都市開発推進機構
 日本商工会議所
 全国都市再生推進協議会 全国エリアマネジメントネットワーク

【関係省庁】

国土交通省
 総合政策局 地域交通課
 国土政策局 総合計画課
 住宅局 市街地建築課
 観光庁 観光資源課
 内閣府 地方創生推進事務局
 参事官(都市再生担当)
 参事官(地域再生担当)
 参事官(中心市街地活性化担当)
 文化庁 文化資源活用課 (事務局:国土交通省都市局)

(有識者懇談会の予定)

【第1回】 テーマ:これまでの都市再生の成果・課題の整理

【第2回】 テーマ:地域資源を活かした都市の個性の確立のあり方(1)

※まちの個性を形成する歴史的建造物、古いまちなみ等の保全・活用 等

【第3回】 テーマ:地域資源を活かした都市の個性の確立のあり方(2)

※ウォーカブル政策の成果・課題、今後の方向性 等

【第4回】 テーマ:質や価値の向上を実現する都市開発のあり方(1)

※都市再生プロジェクトの事業手法、国際比較 等

【第5回】 テーマ:質や価値の向上を実現する都市開発のあり方(2)

※先進事例を踏まえた今後の都市再生プロジェクトの方向性 等

【第6回】 テーマ:まちづくりを支える人材・財源確保のあり方

※これからのエリアマネジメント、ファイナンスのあり方 等

【第7回】 テーマ:懇談会とりまとめ(骨子)

※委員からのプレゼンを予定

【第8回】 テーマ:懇談会とりまとめ(R7.4月を予定)



(第1回懇談会の様子)

- 人口減少の本格化、建築費の高騰、SDGs への貢献など、都市を巡る状況が大きく変化。
- これからの都市は、短期的な収益性や経済合理性だけではなく、**中長期的な視点や地域文化を育む観点**からも、**地域資源を活用してシビックプライドを醸成する「個性の確立」**や、**暮らす人・働く人・訪れる人を惹きつける「質や価値の向上」**を図ることが重要。

都市の個性の確立

- ・ 人口減少が本格化する中でも、交流・関係人口等を増やし、各地で持続的な地域経営や豊かな暮らしを実現していくためには、地域独自の特徴やアイデンティティを重んじ、潜在的な魅力を発揮させて、それぞれの個性を伸ばすことが重要である。
- ・ 例えば、歴史、文化、景観等の地域資源の魅力を客観的に理解し、内外の多様な人々の関わりを通じて、新たな色付けや意味合いを付与することで、シビックプライドの醸成や、回遊性・滞在性の向上、地域経済の好循環に繋げることができる。
- ・ 特に、文化財や歴史的建造物、古民家などは、地域を象徴するシンボルとして、人々の帰属意識や愛着を高めていく上で欠かせないものであり、その趣ある佇まいを保全しつつ活用することにより、確固たる個性が確立されたオンリーワンのまちづくりが進む。



出典：(一社)キタ・マネジメントより提供

歴史的資源の活用による観光まちづくり
(大洲市)



出典：(一社)前橋デザインコミッション

エリアの核となるウォカブル空間の創出
(前橋市)

都市の質や価値の向上

- ・ 都市は、国際競争力の強化や生産性の向上、ウェルビーイングの実現やイノベーションの創出に資する交流・経済活動を生み出す役割を期待されており、これらを持続的なものとして実現するためには、多様な主体の参画を促し、質や価値の向上を図る必要がある。
- ・ 例えば、都市インフラの充実や、企業集積の状況等の定量的な視点に加えて、社会的な繋がりによる居心地の良さ、歴史、文化の独自性など、定性的な視点を重視することで、共感の連鎖を生み出すことに繋げることができる。
- ・ 特に、官民が共創する都市開発の意義を改めて確認し、整備後の施設の管理・運営や地域への貢献に着目して人々の活動を支えることにより、中長期的に質や価値が高まり、将来にわたって選ばれるまちづくりが進む。



出典：散歩社より提供

地域価値を高める支援型開発
(下北沢 BONUS TRACK)



出典：三菱地所 ニュースリリース

産官学民によるイノベーション拠点の創出
(大阪うめきた JAMBASE)

中長期的な視点や地域文化を育む観点から、これらを促進するために、
新しい時代の都市再生として、何ができるか、何をしていくべきか

ウェルビーイング

- あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、ストレス緩和やリラックス効果、身体活動、住民の相互交流の促進、コミュニティの結束強化を実現する視点。

【事例】GREEN SPRINGS（東京都立川市・立飛HD）



出典：立飛ストラテジーラボより提供

- ・立川ステージガーデン多機能ホールやソラノホテル、ショップ・レストラン、オフィス等で構成された複合施設。「空と大地と人がつながる、ウェルビーイングタウン」をコンセプトに、“心とからだに気持ちいい街”を提供している。
- ・地域社会や自然との共生、景観への配慮などから容積率を使い切らずに建物を低く設定、共用スペースを広く取るなど、ゆとりある空間を確保。

イノベーション、デジタル・AI

- 様々な企業や大学がポジティブに「コラボレーション」し、オフィス、生活産業やアメニティ、住居、ホテル等の整備と併せて、イノベーションや新たな産業の創出を推進する視点。

【事例】0 Club（ゼロクラブ）（東京都千代田区・三菱地所）



出典：三菱地所より提供

- ・脱炭素社会に向けCO2等温室効果ガス削減などの気候変動対策を目的としたテクノロジー「気候テック（Climate Tech）」領域における国内初のイノベーション拠点。
- ・スペースの提供だけでなく、東京大学と連携したリカレントプログラムの提供をはじめ、研究者ネットワークとの連携による新事業開発等を支援。

ローカルファースト

- 「地域でできることは、できる限り地域で担う」という発想のもと、地域のヒト・モノ・情報を最大限活用し、地域経済の好循環を促進して、持続的に地域の魅力を創り出す視点。

オーセンティック（本物のまちの雰囲気を出す）

- ありのままの暮らしが残る町並みや人との出会いなど、地区の起原やその場に行かないと体験できない本物の魅力を保全・活用してまちづくりを進める視点。

○ニューヨーク・タイムズ紙の「行くべき52カ所」において、日本からは、2023年にはイギリスの首都ロンドンに続いて2番目に盛岡市が、2024年にはフランスの首都パリに続いて3番目に山口市が選出された。

2023年

盛岡市

1. ロンドン（イギリス）
2. 盛岡市（日本）
3. モニュメント・バレー（アメリカ）

● 評価されたポイント

中心市街地に**歴史的な建物**と川や公園などの**自然**があり、まちを歩いて楽しめることや、**文化が根付くまち**であるところ

● 評価された地域資源



岩手銀行（旧盛岡銀行）旧本店本館



盛岡城跡公園（岩手公園）



中津川

出典：盛岡市HP

2024年

山口市

1. 北米の皆既日食（メキシコ、アメリカ、カナダ）
2. パリ（フランス）
3. 山口市（日本）

● 評価されたポイント

「西の京」としての歴史・文化があり、観光公害に悩まされることが少ないことや、**コンパクトな都市**であるところ

● 評価された地域資源



瑠璃光寺五重塔（香山公園）



湯田温泉



山口祇園祭

出典：山口市HP

- 近代建築顕彰の取組として著名な「DOCOMOMO JAPAN選定 日本におけるモダン・ムーブメントの建築」には、2024年11月時点で、**共同住宅から公民館、銀行などを含む、290件の建築が選定**されている。
- 選定されたものの、**保全が進まず、すでに解体が進んでしまった建築もある**。

DOCOMOMOの選定した日本のモダン・ムーブメントの建築（例）



001
一連の同潤会アパートメント
ハウス
1928年 / 東京



020
パレスサイドビル
1966年 / 東京



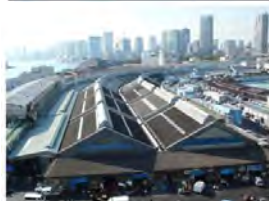
030
大丸心斎橋店
1933年 / 大阪



120
都城市民会館
1966年 / 宮崎



032
大阪ガスビルディング
1933年 1966年（増築） /
大阪



035
東京市中央卸売菜地市場（東
京都中央卸売市場築地市場）
1934年 / 東京



044
日本相互銀行本店（現 三井
住友銀行東京中央支店）
1952年 / 東京



185
鹿児島県第一高等女学校（現
鹿児島中央高等学校）
1935 / 鹿児島

DOCOMOMO選定建築のうち解体された事例



ソニービル（銀座） 現存せず

芦原義信
大成建設

当時、銀座界隈に取り戻すために、芦原が「ヘソ」と名づけた日本で初めてのショールームビル。外部空間の公共性を、内部空間に持ち込んだところにその特徴がある。ソニーの盛田昭夫からF.L.ライトのグッゲンハイム美術館のイメージが提案されると、芦原は実用化されたばかりの高張力鋼、テンションボルトで床レベルに段差をつけた花びら構造を採用した。

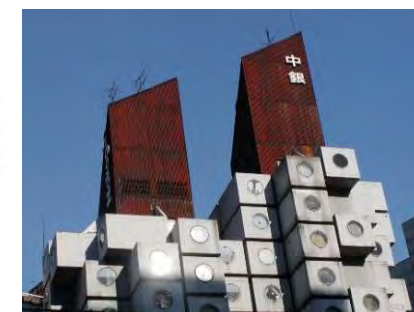
1966年
東京

中銀カプセル
タワービル（銀座） 現存せず

黒川紀章
大成建設

1960年代に起こり、日本初の建築運動となったメタボリズム思潮の代表的な建築として位置付けられる、ビジネス用ゼカン・ハウスである。工場で全溶接による鉄板と軽量鉄骨でつくられた最小限の個室カプセルを、鉄骨鉄筋コンクリート造のエレベータなどが組み込まれた二つの塔に取り付け、設備配管もユニット化されていていずれも交換可能とされた。70年代の象徴ともいえるが存続が懸念される。

1972年
東京



⇒ 選定後、**国の重要文化財となった建築は18件**、世界文化遺産となった建築は1件、国登録有形文化財となった建築は30件存在。一方で、**43件が現存せず**。

国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策 ～全ての世代の現在・将来の賃金・所得を増やす～

内閣府作成

経済の現状・課題

- 600兆円の名目GDP、33年ぶりの高水準の賃上げが実現するなど、成長と分配の好循環は、動き始めている。
- 国民一人一人が、こうした前向きな動きを賃金・所得の増加という形で実感できるよう、更に政策を前進させる必要。
- 賃金上昇が物価上昇を安定的に上回る経済の実現、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行を確実なものとする。

経済対策の基本的考え方

- ①賃金・所得の増加に向けた経済の成長、②物価高への対応、③安心・安全の確保の重要課題に対し、速やかに万全の措置を講ずる。

3本の柱

第1の柱

**全ての世代の
現在・将来の賃金・所得を増やす**
日本経済・地方経済の成長

- ・賃上げ環境の整備
中堅・中小企業の生産性向上（足元の賃上げ）
- ・地方創生2.0（全国津々浦々の賃金・所得増加）
- ・成長力の強化（将来の賃金・所得増加）

第2の柱

**誰一人取り残されない
成長型経済への移行に道筋をつける**
物価高の克服

- ・物価高の影響を受ける低所得者への支援
- ・地域の実情等に応じた物価高対策の推進
- ・物価高の影響を受ける業種の支援
- ・エネルギーコスト上昇への耐性強化

第3の柱

成長型経済への移行の礎を築く
国民の安心・安全の確保

- ・自然災害からの復旧・復興
（能登半島地震等への対応も含む。）
- ・防災・減災及び国土強靱化
- ・外交・安全保障環境の変化への対応
- ・都市部等の防犯対策・闇バイト対策
- ・こども・子育て支援、女性・高齢者の活躍・参画推進 など

経済対策のねらい

デフレを脱却し、新たな経済ステージに移行することを目指して、
「経済あつての財政」との考え方に立ち、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」を実現しつつ、
財政状況の改善を進め、力強く発展する、危機に強靱な経済・財政を作っていく。

日本を守り、国民を守り、地方を守り、若者・女性の機会を守り、全ての国民が安心と安全を感じられる未来を創る。

2. 新たな地方創生施策(「地方創生2.0」)の展開 ～全国津々浦々の賃金・所得の増加に向けて～

(3) 地域の生活環境を支える基幹産業等の活性化

(まちづくり)

民間事業者を含む地域の多様なステークホルダーが地方公共団体と連携し、事業分野の垣根を越え、行政区域にとらわれずに、暮らしに必要なサービスの持続的な提供を行おうとする先導的な取組について、実施体制の構築、仕組みの検討から事業の実施までを一体的に支援することによって、地域経営主体を育成し、「地域生活圏」⁶⁸の形成につなげる。地域おこし協力隊の確保、産官学金労言連携による地域密着型企業の立ち上げを促進する。地方への人の流れを創出する二地域居住を促進するため、モデル的な取組を支援する。民間事業者や地方公共団体等で構成されるコンソーシアムが行うデジタル技術を活用した先進的な都市サービスの実装に向けた実証を支援し、「スマートシティ」の実現につなげる。民間事業者と地方公共団体が連携して行う都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、都市の骨格となる公共交通ネットワークの確保に向けた取組を支援し、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の実現につなげる。**良好な景観形成に資する古民家等の地域資源の再生・利活用に関する取組を支援する。** PPP／PFIについて、地方公共団体が所有する空き家等の遊休公的施設を利活用するスモールコンセッション、水分野の公共サービスの効率的・持続的な提供に向けた取組など、民間事業者の利益創出機会を拡大しつつ、地域の社会課題を官民連携で解決する案件の形成を支援し、「PPP／PFI推進アクションプラン」に掲げる目標の達成につなげる。

施策例

- ・国土形成計画の推進による地域活性化(国土交通省)
- ・地域おこし協力隊の強化(総務省)・地域活性化起業人のマッチング支援(総務省)
- ・大学等と地域が連携して取り組む地域課題解決プロジェクト(総務省)
- ・ローカル 10,000 プロジェクト等の推進(総務省)
- ・まちづくりのデジタル化を含むスマートシティの推進(国土交通省)
- ・稼ぐ力のあるコンパクト・プラス・ネットワークのまちづくり(国土交通省)
- ・**地域資源等を活用した地方都市等の再生(国土交通省)**
- ・ウォーターPPPやスモールコンセッション等の推進(経済産業省、国土交通省)
- ・民間資金等活用事業調査費補助金(PPP／PFI案件化促進)(内閣府)等

2. 新たな地方創生施策(「地方創生2.0」)の展開 ～全国津々浦々の賃金・所得の増加に向けて～

(4)文化芸術・スポーツ及びコンテンツ産業の振興

文化芸術立国を目指し、舞台芸術作品や博物館収蔵品のデジタル・アーカイブ化を支援する。我が国文化芸術の「顔」である国立劇場の再整備について、二度の入札不成立や建設費高騰等による影響を踏まえ、建設市場の動向にも適切に対応しつつ、早期の再開場を実現するため、劇場の整備内容を見直して、入札に向け、必要な財政措置を行うこととする。アニメ・音楽・放送番組・映画・ゲーム・漫画といったコンテンツについて、クリエイターの育成から映像制作、海外展開までを複数年度にわたって一体的に支援する。事業者向けの支援を行う経済産業省とクリエイター個人の支援を行う文部科学省の施策を「クリエイター支援基金」に統合し、クリエイター・コンテンツ産業に対する一貫的な支援体制を構築し、施策を抜本強化する。優れたメディア芸術コンテンツの保存・活用を促進するため、メディア芸術ナショナルセンター(仮称)の機能を有する収蔵施設を整備するとともに、産業界と連携し、保存・活用のための調査研究を進める。文化財や地域の伝統行事・民俗芸能等を次代に継承するため、文化財の修理・防災対策、用具の修理や後継者養成、普及啓発の取組を支援する。国立文化財修理センターの整備を進める。2025年春までに、書店活性化プラン(仮称)をとりまとめる。これに先立ち、書店の収益構造を改善するため、デジタル技術を活用した本の流通構造の改革を支援する。図書館と書店等の様々な関係機関との連携協働を促進し、人と人、人と情報をつなぐ地域に根差した読書環境の整備を支援する。こどもがスポーツ・文化芸術に継続して親しむ機会を確保するため、休日の部活動の段階的な地域クラブ活動への移行に向けた実証等を推進する。東京2025デフリンピック及び東京2025世界陸上について、選手との交流やスポーツ体験イベントの開催を支援し、機運醸成に取り組む。

施策例

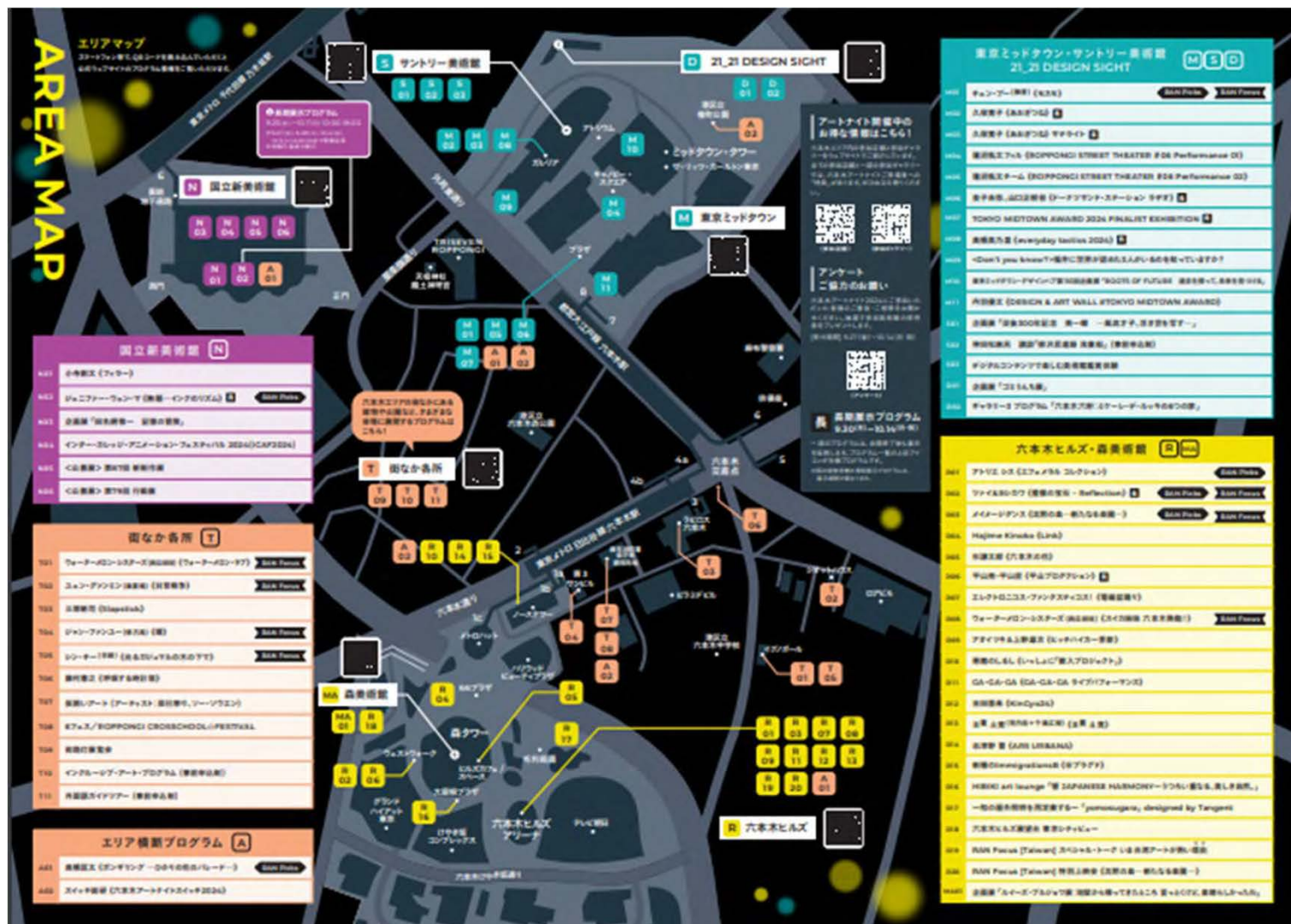
- ・人材育成・収益化に向けた舞台芸術デジタル・アーカイブ化推進支援(文部科学省)
- ・博物館収蔵品デジタル・アーカイブ推進事業(文部科学省)
- ・国立劇場再整備(文部科学省)
- ・放送コンテンツの海外展開推進に向けた配信プラットフォームに関する実証事業(総務省)
- ・海外展開に資する高品質コンテンツ製作促進事業(総務省)
- ・放送コンテンツ等のネット配信の促進に関する調査研究(総務省)＜再掲＞
- ・AIを活用した海賊版サイトの検知・分析実証事業(文部科学省)
- ・クリエイター等支援事業(育成プログラム構築・実践)(文部科学省)
- ・クリエイター事業者支援事業(事業化・海外展開推進)(経済産業省)＜再掲＞
- ・メディア芸術ナショナルセンター(仮称)の機能を有する拠点の整備(文部科学省)
- ・地域伝統行事・民俗芸能等支援事業(文部科学省)
- ・地域文化遺産の活用支援事業(文部科学省)
- ・地域の貴重な文化財を守る修理・防災対策(文部科学省)
- ・国立文化財修理センターの整備の促進(文部科学省)
- ・図書館・学校図書館と地域の連携協働による読書のまちづくり推進事業(文部科学省)
- ・部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行(文部科学省)
- ・国際大会を契機としたパラスポーツ振興(文部科学省)
- ・2025年日本国際博覧会を活用した食文化振興事業(文部科学省)
- ・アイヌ関連施策の推進(文部科学省)
- ・文化芸術のデジタル基盤強化・活用促進事業(文部科学省)

おまけ（アートなまちづくり）

六本木アートナイト (2024.9.27~29) 六本木アートナイトHPより

趣旨

「六本木アートナイト」は、生活の中でアートを楽しむという新しいライフスタイルの提案と、大都市東京における街づくりの先駆的なモデル創出を目的に開催する、アートの饗宴です。様々な商業施設や文化施設が集積する六本木を舞台に、現代アート、デザイン、音楽、映像、パフォーマンス等の多様な作品を街なかに点在させ、非日常的な体験をつくり出す本イベントは、東京を代表するアートの祭典として2009年3月にスタートし、年々発展を続けております。



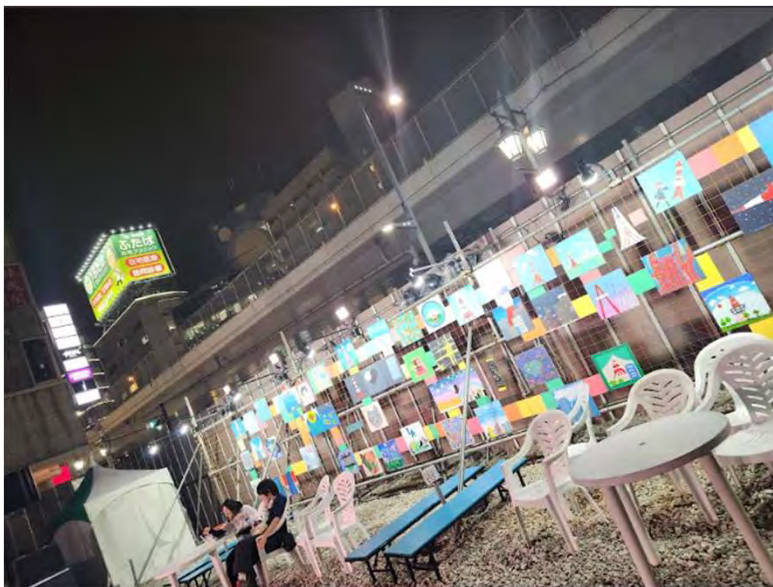
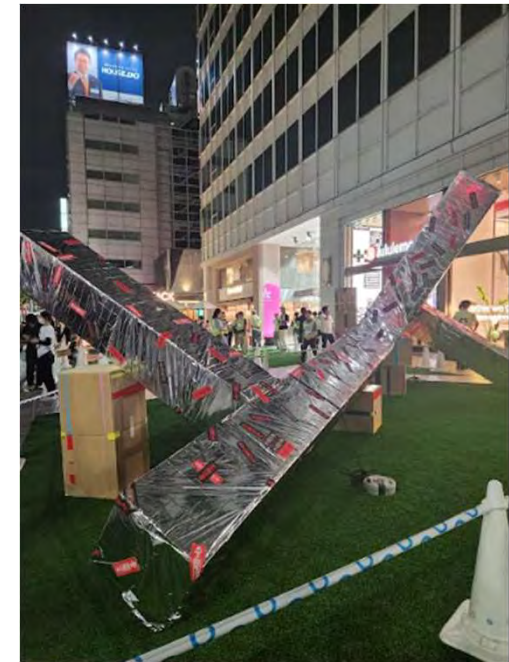
主催

東京都、公益財団法人東京都歴史文化財団 アーツカウンシル東京、港区、六本木アートナイト実行委員会【国立新美術館、サントリー美術館、東京ミッドタウン、21_21 DESIGN SIGHT、森美術館、森ビル、六本木商店街振興組合 (五十音順)】

後援

台北駐日経済文化代表処台湾文化センター、観光庁、経済産業省、内閣府知的財産戦略推進事務局、今井町親睦会、東京ミッドタウン町会、西麻布霞町町会、日ヶ窪親和会、龍土町会、六本木材木町町会、六本木町会、六本木ヒルズ自治会、六本木“Art&Designの街”推進会議、テレビ朝日

六本木アートナイト





ご静聴ありがとうございました。

